

平成15年6月2日(月曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
土田久二郎	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	職務代理者	荒木恒	企画調整課長
秋場元	庶務課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	財政課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	市民課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長	安孫子雅美	監査委員 農業委員会 事務局長
布施崇一	監査委員 事務局長	小松仁一	
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年6月第2回定例会

議事日程第2号

平成15年6月2日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成15年6月2日(月)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	中学校給食の実施について	選挙戦を踏まえて、湧き上がっている中学校給食への市民の願いを教育委員会はどのようにとらえるか	16番 佐藤 陽子	教育委員長
2	移動通信用鉄塔施設整備事業について	携帯電話の受信障害解消に向けて、県との協議と経過について	6番 松田 孝	市長
3	都市計画道路栄町住吉町線見直し(廃止)に関連して	これまでの経緯と見直しの理由について 東部地区まちづくりと栄町住吉町線見直しの関連について 本市での流雪溝の整備構想について 東部地区まちづくりと木の下土地区画整理組合との関連事業について	8番 石川 忠義	市長
4	農地(遊休農地も含む)を活用した子供たちのアグリカルチャーについて	子供のころから農業に親しむことについて		市長
5	農薬使用の課題について	農薬の安全性に関して、市民に理解を求める取り組みについて	3番 鴨田 俊	市長
6	教育の課題について	ジェンダーフリー的教育の是非について		教育委員長
7	行政課題について	市の財政問題と事業の取捨選択について 小規模修繕などの発注方法について	20番 遠藤 聖作	市長
8	合併問題について	任意合併協議会設立準備会のあり方について 市民投票の実施について		市長

再 開

午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 1 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、改選後初めての議会にトップバッターとして登壇し、一般質問をさせていただきます。

選挙戦を通じて負託された多くの市民の願いにこたえるべく、新たな決意で臨んでいるところです。教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

今回の選挙で、日本共産党の 3 名の候補者は、中学校給食の実現を共通の公約として掲げ、選挙戦に臨みました。

御存じのように、中学校給食を求める父母たちが実現を求めて署名運動に立ち上がったのは 12 年も前の平成 3 年のことです。議会への請願を繰り返し、議会での請願採択を受けましたが、平成 7 年に教育委員会は中学校給食は実施しないと結論を出しました。しかし、その後も実施を求める声は絶えることなく出されており、その声はますます大きくなってきております。ことしの 2 月にも、中学校給食を求めるお母さんたちが教育委員会との話し合いを求め、それが実施されております。

私は、市議選を通してその要望が根強く脈々と息づいていることを実感しました。私が雨の中で街頭で訴えていると、家の中から飛び出してきて、「中学校給食、ぜひ頑張ってください」と握手を求めてきたり、公園で子供を遊ばせていたお母さんたちが寄ってきて、「寒河江市は中学校給食ないんですか。私は中学校給食を食べて育ってきたから、どこでもあると思っていた」と驚きの表情で給食の実現を求めるといったことが至るところでありました。

選挙戦を前にしたことし 2 月、共産党市議団はホームページを開設しました。このホームページは、2 カ月足らずの間に 1,600 件を超すアクセスがあり、その反響の大きさに私たちも驚いているのですが、4 月に入ったある日、中学校給食に対するメールも入ってまいりました。その原文を紹介いたします。「初めまして。きょう家に帰宅したら、テーブルの上に佐藤さんのあいさつメッセージを見ましてメールしました。私は、今度中 2 になる息子と小 3 になる娘の子供を持つ母親です。佐藤さんの中学校給食の実現を応援します。夏の暑さでお弁当は悪くなる。冬の寒さでお弁当は冷たい。中学校では親の愛情弁当とうたっていますが、全然間違いだと思います。ぜひ給食の実現を実現してください」というものでした。

このように顔も見えない見ず知らずの方からも給食への期待や願いが届けられ、この声は中学校給食を公約に掲げた候補者だけにとどまらず、今回立候補されたすべての候補者に託された市民の切実な願いであったと思われまます。

議員の仕事は、市民の声に耳を傾け、多様な意見や要望を議会に届け、実現に向けて頑張ることだと思います。市、行政当局も市民の多様な意見や要望を真摯に受けとめ、行政に反映させるべきと考えます。教育委員長はこういった父母の願いをどのように受けとめられるかお伺いいたします。

次に、改めて給食に対するアンケート調査を実施することに対し、教育委員長のお考えを伺います。

寒河江市の教育委員会が、中学校給食の実現について 2 度にわたり請願書が出されたことや、たび重なる議会での質問に対し、学校給食に関するアンケート調査を実施したのは平成 3 年 12 月のことでした。寒河江市内の小中学校の生徒及び保護者、そして教師を対象としたものでした。圧倒的な多数の父母が中学校給食の実現を望んでいたにもかかわらず、給食は実施されず、教育委員会は相変わらず愛情弁当論にしきの御旗に給食の実現を拒んでいます。あれから 12 年が経過し、社会情勢も大きく変化し、子供たちの食を取り巻く環境

や親たちの仕事の实態、家庭の様子もさまざま変わりしています。再度、児童生徒、保護者、教師を含めたアンケート調査を試みる必要があると思いますが、そのことに関して教育委員長の見解を伺います。

また、お母さんたちは、近隣の市や町が次々と中学校給食の実施を約束し、その準備を進めている中で、なぜ寒河江市だけが実施をしないのか、納得できる回答が聞きたいと、教育委員会との話し合いを求めています。2月の話し合いの場には教育長や教育委員長の出席はなく、納得のいく回答は得られなかったということです。

今県内の市や町では、中学校給食実施に向けた動きが次々と出てきております。まず、西村山管内においては、既に昭和50年代からおかず給食を実施している大江町、朝日町に続き、ことしの5月からは西川町でもおかず給食がスタートしました。東南村山管内では、これまで実施してこなかった上山市が小学校の給食センター建てかえを機に中学校給食を実施することが決定し、給食センター建てかえのための準備が始まっているそうです。上山市が中学校給食を実施すれば、山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町と東南村山管内ではすべての小中学校で給食が実施されることとなります。

さらに、寒河江市の近隣の町では、尾花沢市が平成16年度から中学校給食を実施することが決定し、その準備に取りかかっているそうです。また、村山市でも中学校の統合を機に二つの中学校に給食を実施することとなり、開校に合わせた中学校給食が実現される見込みです。北村山管内でもすべての小中学校に学校給食が実施される見通しがつきました。このように周りの実施状況から見ても、寒河江市だけが実施しないと言っていることにお母さんたちの疑問と行政に対する不信は募るばかりです。

3月議会の一般質問で、私は、教育委員会とお母さんたちとの話し合いについてお尋ねいたしました。教育長からは、次回の話し合いには責任ある立場の教育長あるいは教育委員長が参加して下さるという答弁をいただいております。お母さんたちは再度教育委員会との話し合いを持ちたいと準備をしているようです。ぜひお母さんたちの率直な意見や疑問に責任を持って答えていただきたいと思いますが、3月議会での教育長の答弁は守っていただけるものと信じておりますけれども、再度そのことを確認させていただきます。

次に、広域合併に関する協議の中で、中学校給食に関してはどのような検討がなされるのかお伺いいたします。

今、全国的に広域合併に対する論議が行われております。寒河江・西村山管内においても、寒河江市、西川町、朝日町の1市2町による任意合併協議会の準備会が設立され、合併に関する調査や研究が行われることになりました。市庁舎の4階に設けられた準備室には、寒河江市の4人の職員のほかに、西川、朝日からおのおの2名の職員が出向し準備作業に追われておりますが、それぞれの首長の合併に対する思惑も一様ではなく、合併に向かって進むのか否かの判断は今後の検討によるものと思われます。

私たち共産党市議団は、国や県からの押しつけ合併には反対の態度をとっていますが、合併するかしないかはあくまでも住民が判断すべきと考えています。行政は、合併によるメリット・デメリット、合併でどんな町にしていくのか、将来のまちづくりに対するビジョンを示すとともに、あらゆる情報を市民に提供し、是非については住民みずからが大いに議論をすべきと考えます。その判断の材料となる調査研究をするのが当面の課題と思ひます。

行財政や医療、福祉、教育、産業、文化などあらゆる面での調査研究、検討がされることと思ひますが、合併の前提として言われていることは、行政サービスは高い方に、住民負担は低い方に合わせ、以前の市や町よりも住民にとって豊かさが感じられる住みよいまちにすることが条件となっていると思ひますが、教育に関しても同じことが言えると思ひます。給食に関してはどのような検討がなされるのでしょうか。小学校においては、1市2町とも完全給食が実施されておりますが、中学校給食に関してはばらつきがあります。この件についてはどのような検討がなされるのか、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、地元でとれた農産物や食材を取り入れた給食の実施について伺います。

私たちの毎日の食事に季節感が乏しくなつてから久しくなります。スーパーなどの店頭にはイチゴやトマト

といった果物やキュウリ、ホウレンソウ、ピーマンといった野菜まで、一年じゅう出回るようになりました。そしてそれが当たり前のこととして何の不思議も感じない感覚に慣らされてしまっております。それぞれの果物や野菜の旬がいつであるかを知っている私たち大人でさえも、ためらいなく季節外れの野菜や果物を毎日の食卓に乗せています。ハウス栽培や農業技術の進歩、流通機関の発達などが年間を通して野菜や果物などの食材を消費者に提供してくれることになり、私たちの生活も大変便利になりました。

しかし、その反面、大人も子供も旬の食べ物のおいしさや初物を食べたときの喜びや感動を味わう機会が少なくなっているのではないかと思います。また、輸入農産物からは基準値を超える農薬や殺虫剤などが使用されていたりと、消費者の不安をかき立てるものばかりです。

学校給食の食材としては、第一に安全安心なものを使わなければなりません。学校給食には地元でとれた野菜や果物をできるだけ多く給食に取り入れるべきと思います。このことにつきましては、多くの議員が一般質問で取り上げ、教育委員長に見解を求めております。

寒河江市においては、地産地消運動と相まって、地元でとれた新鮮な野菜や果物を各小学校給食に取り入れていると伺っております。本当のおいしさを知ってもらおうとともに、生産から配分、消費まで、実践的な食の学習として積極的に取り入れていることは大変素晴らしいことだと思います。米飯給食の米は地元産のササニシキが100%使用されているそうですし、野菜や果物、魚肉なども地元の小売店からバランスよく購入されていると答弁されております。このことは、給食が心と体を育む教育としての役割を果たすとともに、地元の小売業者への活性化や地元生産農家への意欲と農業振興への励みにもなるのではないかと思います。

教育の一環としての給食を小学校だけにとどめるのではなしに中学校でも実施することは、生徒たちの心身の健全な成長にとって大きな意義のあることであると同時に、地域と学校との共同の輪を強め、活性化、雇用の創出などにも大きく役立つのではないかと考えますが、教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 中学校の給食の実施についてお答えします。

中学校給食の実施を求める保護者の強い願いがあるとのことですが、これについては、これまで幾度が質問をお受けし、その都度お答え申し上げてきたところです。

そこで、さきの 3 月の定例市議会でもお答え申し上げましたように、中学校給食に関しましては基本的な考え方に変更はございません。今日、より一層親子の触れ合いや家庭の教育力を高めることが求められている状況の中で、弁当を通じて家庭における食と栄養などについての語らいや結びつきを深めることが、健康管理や食嗜好の改善につながり、さらに、中学生自身の自立心、実践力の育成を図るなどのねらいも達成されることになるものであり、その意味で、家庭での食事、弁当づくり活動は大変意義深いものがあるからであります。

次に、アンケートなどによる母親たちの声の収集に関してお答えします。

これにつきましても、これまで幾度となくお答えしてきたところであり、中学校給食の是非に関するアンケート等を改めて実施する考えはありません。教育委員会では、これまで一貫して繰り返し述べてきたとおり、中学校における弁当給食は、家族関係、とりわけ親と子のきずなを深めるためにも非常に大切であると考えており、この思いはより一層深まっているからであります。

次に、中学校給食に関して教育委員会が母親の方々と話し合いの場を持つことをお約束したように受け取られているようであり、そして、その話し合いを数多く持ってほしいということのようでございますが、さきの 3 月定例市議会では、話し合いに関して検討するとお答え申し上げたところであり、話し合いの場の開催をお約束したものではありません。母親の方々を含め広く市民の方々の要望などをお聞きしていくことに変わりはありませんが、中学校給食に限った集まりを開催していく考えはございません。

続きまして、市町村合併の取り組みの中で、中学校給食に関する今後の方針というお尋ねでございますが、去る 5 月 15 日、寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会設立準備会が設置されたところでありますが、本教育委員会としては、現在のところ中学校の給食に関する基本的な考え方は変わっておりません。

最後に、中学校における学校給食は、地産地消、地域経済活動にも貢献し、教育活動にも役立つのではないかということに関してお答えします。

中学校で完全給食をすることは、現在のさまざまな状況から考えて、必ずしも地産地消や地域経済の活性化に結びつくものとは考えておりません。あえて言いますと、むしろ各家庭で弁当をつくるための食材調達の中で、それぞれの家庭で地域の商店から購入したり、自家菜園等の農産物を利用したりすることにより、地産地消や地域の小売店の利用などが図られるのではないかとと思われるところです。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 教育委員会の考え方は今までと変わらないということでありましたけれども、家庭で子供たちの教育、健康や食事に関する基本的な管理、そういうものをするというのは当然のことだと思います。

子供というのは、生まれたときからその家庭で責任を持って、赤ちゃんの離乳食から始めて、食事の管理、それから健康の状態というものをずっと観察したり管理をしたりしながら子育てをしてきているわけですから、そのことに関しては、時代が変わっても、どんな世の中になろうとも基本的な考えというものには変わりはないと私は思っております。そのことが弁当を持たせることとイコールという考え方にはならないと私は考えております。

みんな、本当にお母さんたちは、家族や子供たちのために食事をつくり、そして、職場に働きにいきながら、子供たちの部活の練習の送り迎えとか、試合があれば試合についていくとか、また、地元で何か行事があれば、それにも親子で参加するとか、そういうことで一生懸命子供たちの教育には携わっているわけです。

中には、父子家庭の子供なんかもおります。そういうお父さんが子供を育てている家庭では、やはり何といても食事をつくるのは苦手だということで、お父さんは、一生懸命子育て、子供たちに対する愛情なんていうのはだれにも負けないほど本当に一生懸命子供を育てているんですけれども、それでも弁当だけはどうしてもつけれないというようなお父さんもいます。

また、私の近くには、事情があっておばあさんが孫を育てているという御家庭もあります。でも、その子供は、やはり地域の方にも守られ、また、家族の中でもおばあさんやおじいさんやその他の人に守られながら、愛情いっぱい育てております。そういうおばあさんが、子供が今小学校だけれども、中学校になって弁当をつくらなければならないというふうになると、本当に子供の健康を考えたり、バランスを考えたり、彩りを考えたりということで、弁当を私につくれなみたいな気がする、そういう不安を持っているわけです。

ですから、そういう人たちが弁当を持たせられないとしても、親子の愛情や家庭のそういう子供たちへのかわりから放棄をしているというのではなくて、本当に親子の愛情や肉親の愛情というのはその弁当一つに象徴されるわけではないと思います。弁当を持たせないからといって、親子の愛情が通じないとか、語らいがないとか、そんなことはないはずです。そんなことを言ったら、今中学校給食を実施しているところの子供たちはどうなるんですか。そういう子供たちだって立派に成長しているではないですか。弁当と親子の愛情とのつながりというのは、それに象徴されるものではないと私は考えておりますし、親子のそういうきずなというのは、弁当だけでなく、そういう家庭の中でさまざまな触れ合い、一緒に過ごす時間を多く設けるとか、話し合いとか、そういうもので十分つながっていきますし、子供たちはそれなりに健全な成長を遂げていくのであると私は考えております。

ですから、弁当一つに愛情を象徴するという考え方については、それは違うのではないかと私は考えております。そんなことを言えば、小学校だって給食をやっていますし、中学校だって今給食をやっているところはたくさんあります。そして、これからもしようとしているところがたくさんあらわれてきているわけです。ですから、その愛情弁当論だけで片づけられない問題がこの中にはあると私は考えております。

P T A の会合なんかで、母親が中学校では何で給食しないんですかと校長先生なんかにお聞きすると、中学校時代が一番難しい時代だから、お母さんの手づくりの弁当が一番子供の心や体を支えてくれるんだと。だから、大変だけれども弁当つくってくださいと言われるんだそうです。ですから、お母さんさんたちは、そう言われれば、先生たちの手前、子供が楯にとられているような学校の中では、それ以上のことは先生には言えないということで黙って帰ってくるんだそうですけれども、絶対それで納得しているわけではないんです。帰ってくれば、「何だづね、あそこの学校では。あそこの校長は」というような、そういう不信の声がたくさん聞かれるんです。お母さんたちの気持ちの中には、そんな理屈じゃない、給食は絶対やってもらいたいんだと。

先ほど紹介しましたメールにもありますように、冬は冷たい弁当だし、夏は腐るんじゃないかという心配をしながら弁当を詰めていかなければならない。そういう現実があるわけです。

ですから、そういうところをもう少し認識をしていただきたいと思うんです。家庭の愛情、親子のきずなと弁当というものは一致じゃないということを教育委員長はどのように考えておられるか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

そして、お母さんたちとの話し合いなんですけれども、これについては、教育長が検討されるとおっしゃったんですか。私は、第3問のときに答えをいただいたわけですが、お受けをしてくださると受け取ったわけです。お母さんたちも、ぜひ今度は責任ある立場の方との話し合いをしたいということを言っております。

こういう生の声を聞かないで、どうして給食を実施しないで弁当だということが言えるんですか。実際にお母さんたちの話を聞いて、その中でお母さんたちにもそれじゃ納得できるような回答を示してほしいんです。そうでなければお母さんたちは納得できません。この教育委員会との話し合い、もう一度私は確認させていただきます。お母さんたちにアンケートもとらない。また、そういう話し合いの場も給食に関するだけの話し合いはしないというようなことになれば、それじゃあ、お母さんたちは一体どこで自分たちの思いを言ったり、教育委員会の考え方を聞くということが出来るわけですか。そういう機会をぜひつくってください。

それから、合併に関する問題ですけれども、これは基本的な考えに変わりはないと。そのことでお茶を濁すといいますが、そういう答えではなかったかと私は思いますけれども、基本的な考えに変わりはないというのは、家庭の子供たちの食事のこととか健康に関しては家庭が責任を持つべきだということなのですか。そういうことであれば、誰もがそのことは同感できることだというふうに思います。

そういうことではなくて、合併を考えている準備会なんですから、その準備会の中で、じゃあ、給食に関してどういう検討をされるのかということをお聞きしているわけです。このままでいいというふうになれば、二つの町ではおらず給食を実施するけれども、寒河江市ではしないということになってしまうのではないですか。それは、行政レベルを均一化する、同じにしていくということを基本にしているわけですから、それに反することになるんじゃないですか。どういう検討をされるのか、もう一度お尋ねをいたします。

それから、地産地消を進めている寒河江市で、給食に地元でとれた新鮮な農産物、果物なんかを使っているということは前の質問の中でも答弁されておりますけれども、完全給食は地産地消に結びつかないというようなことを言ってらしたわけですね。何か地元の小売店で買ってでもいいし、自家菜園でつくったものを使ってもいいしというようなことをおっしゃいましたけれども、これは当然自分の家で作ったものは自分の家で食べるのは当然のことだと思いますけれども、今進めているのは、給食の中に、どこから入ってきたんだかわからないような野菜や果物なんかを使うよりも、地元の生産者の顔が見えるところの野菜や果物を使って、子供たちに新鮮で安全な食べ物を食べさせてあげる、これが教育としての給食の果たす役割でもあるということを書いてらっしゃるわけです。

ですから、このことについては、中学校で取り入れるか取り入れないかは、給食をするかしないかは別としても、地元でとれた農産物を給食に使っていくということについては非常に意義のあることだと考えます。ですから、この答えについても私は大変納得のいかない答弁だと思っています。

これで2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

大泉慎一教育委員長 弁当をつくることの意義についてですが、この前、教育委員会協議会の中でもいろいろお話がありましたので、私の方からお答えしたいと思います。

今親子の対話なんていうのは、忙しいこともあったりなんかして、どこのうちでもなかなかとれないわけですが、また、成長期の特徴ということからしても、例えば成績を介在にした親子の対話なんていうのはすぐ何か反発やなんかがあったりして、なかなかうまくいかないのが現実ではないかと思っております。それを、食を介在にして親子が対話するなんていうのは、余りぎすぎすしたものにもならないし、非常に親子の対話とかをしながら、お互いの立場、そういうものを理解するというのに非常にいい機会なのではないかと思っております。そんなことで、弁当を一緒につくったりなんかするということは、親子のきずなを高めるために非常にいいことだと思っております。

それから、栄養なんか、食物に子供たちが関心を持つということは非常に大切で、今の大人なんかを見て、インスタントラーメンだけ食べているなんていう大人もありますし、中学生のころからそういう能力を培うというのが非常にいいことだと思っております。これは、やはり自分で弁当をつくったりする中でだんだんと高まってくるものであって、何か与えられた弁当を食べていてというふうな、いわゆる消極的な食事への取り組みよりも、やはり自分でつくったりなんかするという積極的な取り組みの方が食に対する理解が高まるものではあると思っております。

それから、将来大人になっても、自分で料理しなければならぬという立場に立つ場合もあるわけで、男でも、女はもちろんですけれども、男でも女でも当然ですけれども、そういうときのためにも、中学生ぐらいになったら、やはり自分でつくったり、自分で食づくりに参加するということが非常に大切だと思っております。

それから、もう一つは、この間も山形新聞だかに中国のジャーナリストがこんなことを書いていました。日本人は、日本の高校生が就職がないないと言うけれども、日本の人はいやなこととか何とか避ける傾向があるんだと。もう少し我慢強くいろんなことに立ち向かうという精神がなければだめなんだと。そういうふうにするれば今の中国人と日本人は全然違うという意見が載ったのを読んだことがありますけれども、今、やはり中学生に対しては、中学生に対してでなくて、中学生も高校生もですけれども、若いときからいろんな仕事を、怠惰にならない。いろんな仕事に立ち向かう習慣を形成するということが非常に大切だと思っております。そんなことから、中学生は自分でいろんな手伝ったりなんかする能力も十分ありますし、そういうふうな習慣を形成するということがとても大切だと思っております。

そんなことから、この前も言いましたけれども、食事、弁当をだれもつくってくれないというような、困ったなど。これを学校で世話しなくてはならないなという立場であるような社会、地域になったら、これはいろんなことを考えなくてはならないと思っておりますけれども、現在の寒河江なんていうのは非常に安定した地域だと私は思っております。そういうふうなものから、やはり今の現状の愛情弁当というか、そういうものを維持した方が将来の子供たちの幸せにつながるのではないかとということで話し合いになった次第です。以上です。

それから、2問、3問、その次に対しては、教育長、それから学校教育課長の方からお答えします。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 二つ目、幾つかありましたけれども、第 2 番目に、お母さん方を含めた保護者の方々と話し合いの場、これについての御質問でございました。先ほど委員長の方からお答え申しあげたように、話し合いに関して検討はすると申しあげておりまして、そこに教育委員長あるいは教育長が出席云々ということは申しあげておりませんので、御理解いただきたいと思います。

その次に、それにかかわってですが、話し合い。いろんな教育課題について、保護者の皆様や地域の方々、それから関係の団体の方々とお話し合いをする、あるいは、そこで要望や御意見をお聞きするという場面。もちろんそこには、教育委員会が考えている、そして今抱えている教育課題、これに対してこういうふうに進めているんですよ、あるいはこういう子供像を頭に描いて教育しているのですということを御理解いただく、そういう場面を設定していく。これは当然のことです。

これまでも何回もお答え申しあげたところでありますが、学校には P T A という組織もありますし、母親委員会という母親の立場から子供たちを考えてくださっている委員会もございます。そのほか教育を語る会。それだけではございません。子供育成会等々にも私方出席しながら、そこでの課題、あるいは子供をどう育てるかということについてお話しを申しあげながら御理解をいただいているところであります。3 月の定例議会で、大変教育論的なことを申しあげましたけれども、基本的にはそこに尽きるのではないかなと思います。

昨年、14 年度秋過ぎでございますけれども、母親委員会が主催する広く一般の市民にも御案内申しあげた講演会がございました。それは、食と健康についての講演会がありまして、そこで講演いただいた後、小グループに分かれてのワークショップがありました。私もそこに入りながら、食とはどういうものかということをお母さん方からもお聞きし、また、私の考えも申し述べてきたところであります。講演会の講師の趣旨は、子供をキッチンに入れましょう。これが趣旨でありました。そして、子供に母親の姿を、あるいはお父さんの姿を、あるいは姉さんの姿をそこで見せましょう。そこからスタートするのですという話がありまして、皆さん大変感銘を受けたところでありますけれども、やはり先ほど委員長の申しあげたように、そういう基本的な考えに当たるのかなと思いながら聞きました。

先ほど申しあげたように、そういう機会を可能な限り、あるいはあらゆる機会を設けながらお話しを申しあげているところです。特に、今革新期にある教育改革が大きく進められている時期であるだけに、こういう教育の動向について御理解いただく場面というものを鋭意設けていきたいと考えております。第 2 点については以上であります。

次の合併に向けての検討ということでもありますけれども、先ほど委員長が申しあげたことに基本的に変わりございません。やはりこれまでも進めてきた寒河江市の弁当についての基本的な考え方を、私たちは、今のような社会状況であるだけに、今のような家庭状況の、家庭力の向上が指摘されているだけに、いよいよ大切なものという思いを強くしておりますので、そういう基本的な考え方には変わりございません。

第 5 点でしたか、地産地消とのかかわり。これは、先ほど委員長の方からも中学校給食についてという前提でお話し申しあげました。小学校における給食については、これまでも何回もお答えしましたように、やはり新鮮な、そして地元のという地産地消のスタンスで進めていることは御案内のとおりでございます。小学校においてもそういうことについての学習を進めておりますし、この土地ではこういうものがとられている、栽培されているということをさまざまな機会において学習活動の中でやっているということでございます。

ただ、中学校におきましては、まずカリキュラムの中では、小学校における地元、身近なところから、今度は山形県だとか、日本とか、あるいは世界というつながりの中で、発達段階では教育プログラムの視点が変わってまいります。そういうこともあります。やはり給食週間なんかを使って、さまざまな食そして食材、そして地域というかかわりの中では指導しているところであります。

ただ、中学校になりますと、給食は、一定のメニューで、しかもある一定の量を、しかも定期的いきちっと調達しなければならんという難しい問題もございます。そこには先ほど議員御指摘のように、やはりより安全に、より安心してというのは私たちの基本的なスタンスでありますので、そういうところで必ずしもという言葉をつけてお答えを申し上げたところであります。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 弁当のことですけれども、親と子が一緒に弁当をつくったりすることで、食に関する話題ができて、そのことからいろいろな親子の対話が生まれるというようなことをおっしゃいました。もちろんそのとおりだと思います。ですけれども、それが弁当づくりに限ったことではないと私は考えております。

朝の忙しい時間に弁当づくりを子供たちにやらせるというようなことは、今の時点ではちょっと時間的にできないのではないかと思います。子供たちも大変忙しくて、朝食を食べて出かけるのがぎりぎりというような状態、または朝食を食べずに出かける子供も中にはいます。この前の 12 年度に教育委員会の方でとったアンケートの結果を見ますと、朝食を食べずに出かける子供も中にはいるようでした。ですから、そういう忙しい、あるいはぎりぎりまで寝ていたい、そういう子供たちに、自分の弁当だから自分でつくりなさいとか、親と一緒に弁当をつくりなさいとか言っても、これは無理なことではないかと考えます。

ですから、そういう機会というのは、弁当に限らず、夕食でもいいでしょうし、また、休みのときに一緒に何かつくるといふこともあるかと思えますし、また、天童なんかでは中学校給食をやっているわけですが、この天童の給食センターでとったアンケートの中では、やはり給食のメニューの中で非常においしいものがあつたと。こういうものをうちに帰ってお母さんと一緒につくりたいというような意見もありましたし、また、給食のことで、きょうはこういうことがあつたんだよというようなことで親子で話し合うこともできるといふことでありますし、何も弁当だけが話の材料になるといいますか、そういうことではないと私は考えております。

ですから、あくまでも弁当に象徴するというのは、これはちょっと極端な考え方なのではないかと。いろいろな愛情の表現の仕方がありますし、親子の触れ合いがありますし、そういうことも考えていただきたいと思っております。これは、これまでも何回も議論をしてきたところで、なかなかかみ合わないんですけれども、そういうことで、親子のきずな、それから家族のきずな、そういうものは弁当だけでつながっているのではないということをおしあげておきたいと思えます。

それから、お母さんたちとの話し合いは、給食に関してはしないということでありましたけれども、繰り返しになりますけれども、教育委員会としてこういうことで弁当持参なんだよという納得できるようなことでお母さんたちに話し合いをするといふことがあるのでしょうかね。お母さんたちは給食をしてもらいたいと言っているわけですから、そのお母さんたちの思いといふもの、考え方といふものもしっかりと聞いていただきたい。そういうふうに思えます。ですから、幅広く食についてのシンポジウムみたいな話し合いの場を持つと言っておられましたけれども、給食にテーマを絞っての話し合いということだつていいんでないかと私は考えます。

それから、合併についても基本的な考え方に変わりはないということでありましたけれども、そうなりますと、寒河江市は弁当持参だと。それでは、朝日町や西川町でも弁当持参に合わせてくださいといふ考え方になるのかどうか。寒河江市が変わらないといふのであれば、どこに接点を持っていくのか。そういう問題になるのではないですか。

それから、3月の議会で私がお尋ねした質問に対してなんですけれども、私は周辺の状況や社会情勢、実施を求める声に対してどのような見解をお持ちですかといふことで教育委員長にお尋ねをしました。それに対して教育委員長は、教育委員会の基本的な方針に変わりはないけれども、すべての施策は社会状況の変化に対応して進んでいくべきものとする。今後とも、中学校給食を含めて、本来あるべき、また求められている食のあり方について勉強していく必要があるといふことを答弁されております。

私ももっともだと思ふんですが、社会情勢が変わっていけば、さまざま施策も変わっていく。これは当然のことだと思ふます。今私たちの周辺を見てみると、社会情勢といふのは非常に変わってきているのではないかと

と思うんです。その実施状況についてもそれが当てはまると思います。そういう社会状況が変化してきた場合には、それに対応した施策を考えていく。そういうことを言われております。そのことはどういうことを意味するのですか。

今文部省なんかでも、教育委員会あたりにおろしている指導といいますか、そういうものについても、社会情勢が変化しているからこそ子供たちに給食を進めることが大事なんだということを言っているわけです。殊に中学校給食を実施していないところに対しては、給食を実施するように進めているわけですね。そういう文部省の方針に対しては、教育委員会としてどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

第3問、そういうことでお答えをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 2 番目の食べ物を一緒につくるなんていうことでなくても、いろんなことで別な食べ物、給食で食べたもののおいしかったので、それについての話し合いなんていうのも話題が広がるのではないかと御質問をいただきました。

私は、同じ仕事、親子同業というか、そういうような同じ仕事をともに行いながら、それによって話をするというのは、今の社会では、うちの中ではほとんどないと私は思っております。例えば、昔だったら、小さいときから子供を連れて田畑に行き、一緒に仕事をしながらいろんなことをお話ししたりなんかしました。

しかし、現在では、パソコンのことを親子で話したって、何かぴんとこないということがあったり、いろいろ急激に時代が変化しておりますので、社会状況が急激に変化している中では、親子がそういう中で話をするのはなかなか大変です。例えば成績のことを話しすれば、これはけんかになったり、就職のことをすると親子が意見が対立したりというふうなことで。それを、食べ物というのはみんなが食べるものだし、おいしいものはみんなおいしいものなわけです。そういうことで、親子が一緒に同じ仕事をする、同じ食べ物をつくるなんていうことから、我々の今の社会に残された非常に限りなく少ないものの一つだと思っております。

そういうことで、今のこういうことを、弁当をできるだけ子供たちにも手伝わせて、時間がないと言いましたけれども、私は今の子供たちは余りにも過保護過ぎると思っております。そういうことで、これからは少しずつ、日本の国全体も経済的にも非常に逼迫しております。これからいろいろ苦しいことに遭遇することも考えられます。そんなことから見ても、これから子供たちに過保護にしないで、もう少し一緒に食事をつくったりしながら、子供を本当に親子の対話の中で育成するという方向に何とかしたいなと思っている次第です。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 委員長が答えておりますので、私の方からは、文科省ですか、国の動向、考え方と寒河江市の弁当給食とのかかわりはということでお答え申し上げたいと思います。

国、いわゆる文科省では、確かに学校給食ということでそれなりの考えを出してきているわけでありまして、私方も、食を通じて、健康それから食嗜好の偏向をなくすような考え方で進めているわけでありまして、ただし、これは、最終的には県あるいは市町村の主体的な判断ということでありまして。私方は、先ほど来申し上げておりますように、親子のきずな、親子の対話、その親の姿を見ながら、家庭のしつけ、しつけとはちょっと古い言葉ですけれども、モラル、生き方、そういったものを育てていく非常に大切なポイントだと。それを取り外したくないという主体的な考え方を持っております。

この前、寒河江市の一つの中学校で、自分たちで弁当をつくってこようという日を持ちました。子供たちは、自分でつくっているという子供もあったようであります。それから、私もびっくりしたんですが、米とぎの段階からやった子供もおりました。そこでお父さんお母さんの大変さがわかったということがありました。自分でつくっているんだけど、彩りだとか、食材の栄養とか、やはり自分で考えねばだめだなという反省もありました。それから、お父さんやお母さんに対する感謝の気持ちがわいてきたという感想も寄せられています。

私は、こういうことが非常に大切なのではないかと。例えばそれが 300 人の中の 20 人、30 人であっても、その芽を大切に育てていきたい。このような基本的な考えを持っています。以上です。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 2 番について、6 番松田 孝議員。

〔6 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある問題に強い関心を持っている市民を代表して、市長に質問いたします。

通告番号 2 番、移動通信用鉄塔施設整備事業について伺います。

このテーマについては、私は、昨年 9 月と 12 月の一般質問で、市の対策を求めて連続で取り上げてまいりました。その後、さきの市議選の中でも、田代・幸生地区住民を初め、仕事や行楽で訪れる方々からも受信障害の解消を求める切実な声が大変多く寄せられました。そこで、改めて携帯電話の受信障害の対策について市長に伺います。

日本の携帯電話ブームは、これまでの経済活動の中で私たちが経験したことがなく、常識が通用しないほど大規模な携帯ネットワーク市場が急速に整備をされました。その規模は私たちの予想をはるかに上回り、全国に展開されてきています。ここ数年の爆発的な携帯ブームによって、例えば 10 人のうち二、三人しか携帯電話を持っていない段階のころは、特別に携帯電話を持つ必要性あるいは価値観を感じなかったが、ところが、10 人のうち六、七人が携帯電話を持つようになったことで、携帯電話を持っていない人は途端に不利益をこうむるような状況になっています。ここ最近、携帯電話を持っていないの方が珍しくなったこともあり、たまに持ってない人がいると、携帯電話くらい持ったらと言われる時代になっています。

情報化時代といえども、私たちの日常的な意識や経済感覚はそれほど変化していない中で、携帯電話がこれだけ普及したのも、規制緩和による競争原理の導入で、激しい価格競争、サービス競争が勃発したからだと言われております。サラリーマンが昼休みに近所のショップで携帯電話が買える。あるいは、中学生が自分の小遣いの範囲で買えるというお手軽感が爆発的な普及になったと言われております。

また、機能もデジタル式の携帯電話から第三世代の携帯電話に移り、テレビ電話や高速データ通信機能を備えたこと、さらに、携帯電話を所持することで、パソコンよりも身近な情報通信機器としてメール発信あるいは各種情報案内やホームページにアクセスできるなどの機能をあわせ持っていることで、サービスエリア内の利用者にとって、生活する上で必需品となっています。

一方、これほど機能を備えた携帯電話も、サービスエリア圏外の山間部の田代・幸生地区では受信障害で受発信が困難となっています。地域住民にとって、身近で手軽な情報発信手段がとれないことで精神的な不利益を受けていることは必至であります。特に若者を中心に受発信ができないことで悩んでいる方がふえてきています。

その対策として、住民は、できるだけ住まいの近くで利用可能なメーカーや機種を選んで購入するなど、また、通話可能なエリア内で用件を済ますなどの努力をしております。同じように、地域を訪れる方も事前に用事を済ますことや、仕事をやめて移動して連絡を取り合うなど、サービスのエリア圏外の居住者、訪問者はそれぞれの工夫をして情報交換の対策をとっております。

また、本市では、間もなくさくらんぼシーズンがやってきますが、田代・幸生地区においては、山菜とりシーズンに入り、収穫が最盛期となっており、やがて観光さくらんぼ園などで来訪者が日増しに多くなり、大変なにぎわいとなることとなります。このことから、事前に来訪者との情報提供やビジネスの展開を行いますが、携帯電話を利用できないことで時間的な束縛をされることでマイナスとなっています。ですから、携帯電話が受発信が可能となることで、地域住民の活力と生活の豊かさをもたらすことで地域の活性化にもつながると思います。

さらには、山間地域にとって携帯電話が一番役立つことは、火災や災害の緊急時、特に葉山を抱えている関係上、緊急な対応が必要とされたとき、瞬時に連絡がとれることで被害を最小限にとどめたり、遭難や事故などで人命救助にも大変な威力を発揮していることが新聞報道などでされている機会が多くなってきています。

こうした状況の中で、地域の各団体の総会や会議の席上でも携帯電話の受発信できるように対策を求める声が出てきています。

ところで、寒河江市においても、平成 13 年 8 月 20 日に助役を委員長に情報化検討委員会が設置され、情報化計画について 1 年 6 カ月の検討を重ね、ことし 1 月に寒河江市情報化計画が策定されました。この情報化計画では、情報通信機器として一般家庭における携帯電話の普及に伴って、携帯電話を持つことで市民が行政サービスを受ける手段として、時間や距離に束縛されることなくサービスの提供が可能になりつつあるとしています。こうした時代を先取りするために、寒河江市は、情報先進都市「e市さがえ」のキャッチフレーズを掲げ、情報発信や行政サービスなどを積極的に提供できるように情報通信環境整備を進め、情報通信技術の恩恵を享受できるまちづくりを目指していくとしています。

しかし、こうした目標も大事ですが、地域住民が求めているのは、どんな遠隔地に住んでいても、その環境で通信機器など十分生かせるような条件整備を求めています。これらの対策を行政が積極的に支援を図っていくべきだと私は思います。

そこで、市長にお伺いします。検討委員会の計画目標では、今後情報通信環境の整備を進めていくとしていますが、地域間の情報通信格差問題解決の具体化に向けてどのような検討が行われたのか伺いたいと思います。

昨年 9 月以降、さらに携帯電話が普及したこともあり、地域住民からは受発信障害をなくすために移動通信用アンテナ設置を望む切実な声が一段と高まっております。これらの対応について経過を振り返りますと、通信事業者はこうした少数の声を完全に無視し、採算のとれない地域は全く移動通信用鉄塔施設整備を独自で行わない方針を決めていること。

一方では、国庫補助事業として採択される基本的な条件として、電気事業者が参画を見込まなければ、国庫補助事業として採択されないこと。現在のところ、エリア圏外で利用拡大を求めている地域住民を初め関係者にとって、エリア拡大を図るために、現在のところ国の移動通信用鉄塔施設整備補助事業に頼る手立てしかないこと。特に地域間の情報通信格差の是正を図るためには、補助事業をできるだけ早く採択されるよう県や事業者に対し積極的に施設整備を要請していく以外に解決方法がないこと。

私は、この事態を受けて、昨年 9 月には地域間の情報通信格差是正対策を求め、さらに 12 月には、地域住民の声を届けるために、緊急対策として県や事業者に対して要望書を提出すべきことについて対応を伺ってきました。これに対し市長は、採択は、大変厳しい中であるが、地域の方々の声を踏まえて、携帯電話の受信障害解消に向けて県に要望していきたいと答えています。早速この 3 月に県に対して要望書を提出していただきました。本市の情報化計画の推進をする立場である市長の決断に対し、田代・幸生地区住民は、自分たちの声が届いたことで諸手を挙げて歓迎をしています。さらに採択されるように努力をしていただきたいと願っております。私自身も地域住民と同じように、一日も早く携帯電話が通じることを願う一人でもあります。

これまでの移動通信用鉄塔施設整備補助事業の実情は、国・県・市の財政の厳しい中で、この 11 年間に全国で 405 か所で施設整備が行われてきました。県内においても平成 9 年からこの補助事業が実施され、既に 9 地区で事業が行われ、受信障害が解消されたと伺っております。

そこで、市長に伺います。

第 1 点は、これまで、担当者も県や電気通信事業者に足を運び、設置状況の調査や事業者の参画見通しなどの調査を実施した上で、早速移動通信用鉄塔施設整備事業の希望地区調査書を県に提出していただきました。以前から電気通信事業者の参画が厳しい状況にあるとしていましたが、希望地区調査書提出後、現在までの経過と今後の進捗状況について伺いたいと思います。

2点目は、希望地区調査書について、調査書の具体的な内容について伺いたいと思います。さらには、希望地区調査書提出の際に、県との協議で具体的な設置要件などを満たすための対処方法などについて指導があったのかどうか伺いたいと思います。

さらに3点目は、県内の自治体から希望地区調査書を県に提出されたと思いますが、県全体で今年度は何件の要望が出されたのか。さらには、希望地区調査書の内容で、優先順位の位置づけはどのようになったのか伺います。また、今年度移動通信用鉄塔施設整備事業は、県内ではどの地区が対象となったのか伺います。

4点目は、事業者の担当者の話では、希望地区調査書提出後は、自治体の担当者を初め地域の代表者の方々が事業者を訪れて、地域の要望を繰り返し要望しているとのこと。事業者と市民との間の大きな距離を埋めるために、行政もみずから支援の要請を続けていくべきと考えます。希望地区調査書を提出されたことで、本市においても、各事業者に対して、また県に対してそれぞれ働きかけを強力に進めていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、今後、自治体ごとに県や電気通信事業者であるNTTドコモ、KDDIのau事業、日本テレコムの子・フォンが事業に参画するかどうか、そのためのヒアリングを予定していると思いますが、各事業者ごとに実施されるのか伺いたいと思います。

最後に、田代・幸生地区住民は、移動通信用鉄塔施設整備事業が一日も早く事業採択されるよう願っております。そのために、事業採択に向けて県や各事業者に対して何か協力ができることがあれば、協力を惜しまないとしております。行政と住民が一体となってこの補助事業を促進していく段階と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

中山間部などの携帯電話等の使用量が余り見込まれない地区については、採算がとれないことを理由に移動通信用鉄塔施設整備が進められていない現状から、地域間の情報通信格差の是正を図るために、市町村が中山間部などに移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国・県がその設置経費の一部を補助する国庫補助事業としての移動通信用鉄塔施設整備事業を設けていることはこれまでも申しあげてきておるところでございます。

昨年 12 月の議会で、幸生・田代地区に対してこの事業を行うには、電気通信事業者の参画が不可欠であり、鉄塔施設まで専用回線を敷設する経費、施設の維持管理経費など採算性の面から、電気通信事業者の参画が非常に厳しい状況にあります。しかし、地域の方々の声を踏まえて、携帯電話の受信障害解消に向けて要望してまいりたいと申しあげております。

ことし 2 月 25 日、県から平成 16 年度移動通信用鉄塔施設整備事業の希望調査がありましたので、電気通信事業者の参画が非常に厳しい状況という現実を踏まえながらも、各電気通信事業者から設備設置状況などの情報を収集しながら、また、県の意見を聞きながら、ことし 3 月 7 日、幸生・田代地区の平成 16 年度移動通信用鉄塔施設整備事業実施希望地区調書を提出したところでございます。

県では、県内の市町村の要望を取りまとめ、総務省東北総合通信局に提出し、東北総合通信局では東北 6 県の要望箇所を電気通信事業者 3 社に提示しております。電気通信事業者は、事業参画に向けて検討する地域を 5 月末までに県に報告することとなっております。電気通信事業者は、事業参画への意向を示した地域について現地調査などを行い、検討を重ねた上で、事業の実施が可能と判断した場合、東北総合通信局へ事業計画書を提出することとなっております。

希望地区調書の具体的内容は、過疎地・辺地等の区分、それから地区の世帯数、人口、役場や支所の有無とその名称、観光地の有無とその名称及び年間入り込み客数、産業団地の有無とその名称、主要道路の交通量、携帯電話のエリア整備が必要な理由、携帯電話事業者と調整状況などですが、調書作成に当たっては、県の指導助言をいただきながら行っております。

今年度の要望件数は、東北 6 件で 97 カ所の要望があり、うち県内では 10 カ所程度の要望があると県から聞いておるところでございます。要望箇所の優先順位については、県が判断するものではなく、あくまでも電気通信事業者が地形的な条件やカバーできるエリア、居住人口と年間入り込み客数などを合わせた需要人口、施設設備の投資額、設置後の維持管理費など採算ベースに合致するかなどさまざまな要素を勘案し判断するものであると思います。

今年度に県内で事業が実施される地区は、大蔵村の沼の台地区と川西町の東沢大舟地区の 2 カ所と聞いております。電気通信事業者が参画した事例を見ますと、移動通信用鉄塔からカバーできるエリア内の定住人口や公共施設及び観光エリアがあることなど、また、受信可能なエリアが連続する地域であることも有利な条件になっているようであります。

幸生・田代地区については、移動通信用鉄塔の受信可能範囲が約 1 ないし 2 キロメートルということから、それぞれに移動通信用鉄塔が必要であり、また、受信可能エリアに連続していないなど非常に厳しい状況であると、県や電気通信事業者からは要望交渉に出向くたびに言われているのが実態であります。県内の市町村から今回提出された希望地区について、県が電気通信事業者 3 社に個別に打診した感触では、幸生・田代地区に参画の意向を示す事業者はないようであると聞いておりますが、いずれにしましても、県では、電気通信事業者から報告された参画についての意向を市町村に通知するとのことでございます。

それから、庁内に設置された情報化検討委員会についてのお尋ねもございました。この委員会では、市民サ

ービスの向上を目指した電子自治体の構築に向け、行政事務の情報化、庁内の情報化推進体制について検討を行ったものでございまして、本件のような市内の通信格差の件、いわゆる移動通信用施設整備については所管外でございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 53 分

再 開 午前 11 時 10 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも御答弁ありがとうございました。

2 問目に入らせていただきます。

大変全体的に厳しい状況でしたけれども、最初に、検討委員会の計画目標の中で情報化の通信格差の問題を具体的にどう協議したか質問をしたんでしたけれども、この答えには、この問題は所管外だということで市長のお話がありましたけれども、実際こういう問題をやはり公平な立場で検討していかなければ、幾ら情報化が進んでも、地域によっては格差が出ていて、それを使えないことでは市全体にもいろんな問題が、ひずみが出てくると私は思っております。ですから、こういう検討委員会の中でも、きちっとこういう問題を取り上げて、対策を具体的にどうするかも含めて今後検討を重ねていただきたいと思いますけれども、この辺について再度市長から答弁をお願いしたいと思います。

それから、第 1 点目の話ですけれども、なかなか事業者の参画が非常に厳しい中で、今回、3 月 7 日に 16 年度計画の中に要望したということですが、しかし、これまで私も、県や事業者と話をして、いろいろ対策をとってもらうように話しましたが、なかなか実際には難しい状況と私も聞いております。しかし、これをやはり実現させるためには、繰り返しこうした地域の声を届けていかなければ、これは全体として解決していかない問題ではないかと私は思います。

平成 9 年度からこの事業が開始されましたけれども、これらの問題点をこれまで当局がしてこなかったもので、この優先順位なども業者の選択でどうにもなるんだということですが、やはりこうした問題も繰り返しやっていけばもっと早く実現できたのではないかと考えております。この対策の一つとして、地元の住民も含めて、こうした要望を次々と繰り返ししていく必要があると私は思っています。この前、県の担当者にもお話をして、いろいろお話しした中で、やはり要望として自治体の首長などもこうした要望に来るという話も聞いております。こうした要望も、仙台市の三つの事業所に足をせっせと運んで、事業化に向けて要望を出している地域がたくさん今出てきているような話も聞いております。ですから、こうした対策に、地元でも、地区の町会長さん初めこういう方々が何とか対策をとるために自分たちも努力していくという気持ちを持っておりますので、こうした方々と市長自身もこうした取り組みを今後して行って、解決に向けていくべきと私は思いますけれども、この辺について、市長に再度伺います。

それから、2 点目の希望地区調査書について、内容を具体的に説明がありませんでしたけれども、具体的な世帯数や、あと、施設の問題とか、来訪者の全体の動きとか、あと、これまでの寒河江市の計画の中でいろいろ対策をとるような状況がありますけれども、全体の公的な施設のほかに、こういう施設を寒河江市では持っているというのはたくさん私はあると思っております。この幸生地区でも、昨年オープンしましたけれども、「水辺の楽校」とかいろんな学校施設の周辺にも張りついております。あと、葉山山系にもこうしたキャンプ場とかレクリエーション基地として整備なっておりますけれども、こうした問題を具体的にこの調査書に提示されたのかどうか。この辺についても具体的にお聞きをしたいと思って答弁をお願いしたんでしたけれども、この説明も全然ありませんでしたので、これを具体的に提示してくださるようお願いいたします。

それから、3 点目、15 年度の県全体の要望箇所あるいは優先順位などについて話がありましたけれども、なかなかこの優先順位については厳しい状況と私も判断しております。

しかし、これも繰り返し繰り返しやっていけば、徐々に件数が減っていくわけですから、これも優先順位がどんどん高くなっていくのではないかと考えております。自治体によっては、この要望を毎年繰り返し繰り返し出して、5 年要望してまだ実現しない、そういう自治体もあるように聞いております。ですから、こうした対策も、具体的に毎年要望を繰り返していただけるのかどうか、この辺についてお聞きをしたいと思っております。

ます。

それから、最初にいろいろ申しあげましたけれども、今携帯電話の必要性が非常に社会的に大きな問題となっておりますけれども、先日も、山で遭難して、道に迷って、4日間山で過ごして助かった経過もあります。これは、結局携帯電話が通じたことによって人命が助かったと私は思っています。そして、きのうなんか、尾花沢市で遭難騒ぎがありましたけれども、これも本来ならやはりこういうような携帯、今の時代に携帯電話を持っていれば、ある程度捜査に大変役立つ時代になってくると思いますので、こうした対策のためにもぜひ対策を具体的に進めていただきたいと思います。

山の遭難の場合ですと、新聞記事を見ますと、冬期間などはやはり20万から30万の遭難経費がかかるんです。今、葉山山系でもスノーモービルが相当多く愛好会でやっておりますけれども、こうした中でもやはり議論されていますけれども、携帯電話をぜひ全体に届くような計画をしていただきたいと思いますという状況も出ております。ですから、人命救助、あるいは災害、火事の場合でも、緊急通報に非常に役立って、時間的なロスがなくて非常に効率的に評価できるものもあります。これまで葉山山系では死亡事故はなかったと思うんですけれども、この間、何回か遭難騒ぎもあったと聞いております。ですから、こういう対策のためにも、こうした対策を今後県や事業者に対して、特に事業者が参画が厳しい状況の中で、事業者に対してやはり今後足を運んで要望を出していくべきと私は思います。

今の段階ですと、やはり山形のNTTドコモ、駅前にありますけれども、その辺には市の方でも要望は言っておる状況を聞いております。しかし、東北支社あたりにこうした問題を具体的に取り上げていかないとなかなか実現しないような話も聞いておりますので、この辺に行って、やはり市長自身も要望を出していただきたいと思います。そして、県に対しても、やはり市長自身も県のOBでもありますので、こうした対策をとっていただけるように今後要望をしていただきたいと思います。そして、この辺について市長の考えをお聞きして、第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 情報化検討委員会でございますけれども、これは、あくまでも国・県と市との情報通信と、それから市内の公共施設との通信体制ということを検討するものでございまして、こういうお尋ねの件につきましては扱っていないということを最初から情報化検討委員会では決めておるわけでございますから、そういう性格のものではございません。

それから、調査項目については、先ほど申しあげたところでございますが、具体的に人口がどうか、あるいは入り込み人口が何人にしたとか、そういうことにつきましては、担当が資料を今持ち合わせておるとするならば、担当の方から答弁させるようにしたいと思います。

それから、これから何回も出すのかと、提出するのかということでございますけれども、ことしの 16 年度に向けて、先ほど提出した問題では非常に厳しい返事が返ってくると思っておりますが、17 年度以降も繰り返し繰り返し要望するということについてはやぶさかではございません。

それから、これは、御案内のように事業者が整備するときにも負担をしますし、維持管理はあくまでも事業者の負担だということになりますから、事業者が参画しなければ、国の補助があろうが、県の補助があろうが、市が事業主体であるわけでございますけれども、いかんともしがたいということでございますが、ですけれども、繰り返し調書を提出することにはやぶさかではございません。また、地元の方々が私にお会いしたいというのでしたら、私はいつでもお会いしますし、また、そういう御希望などは十分県の方にもこれからも通すようにしたいとは思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 平成 16 年度移動通信用鉄塔施設整備事業実施希望地区調書の具体的な内容についてお尋ねがありましたのでお答えします。

希望地区調書の中には、まず地区名がございます。これは田代・幸生地区。過疎地・辺地等の区分については辺地。地区世帯数については 188 世帯 748 人。これは両地区の合計した世帯数と人口でございます。田代地区については 93 世帯 349 人、幸生地区については 95 世帯 399 人というふうに別書きでも書いてございます。役場・支所の有無とその名称。役場・支所はございません。参考として、寒河江地区西部地区公民館田代分館、幸生分館があるという旨記載してございます。観光地の有無とその名称。観光地はある。葉山、葉山市民荘、葉山キャンプ場、葉山高原牧場、あと、水辺の楽校などの施設があるというふうに記載してあります。年間入り込み客数は 1 万 3,100 人。産業団地についてはないということであります。

あと、そのほかに携帯電話のエリア整備が必要な理由として、葉山山麓の中山間地に位置して細く開けた集落のため、ほとんど電波が届かない状況にあると。地域住民の生活の利便性の向上のために必要であるという内容で記載してございます。携帯電話事業者との調整状況でございますが、電気通信事業者 3 社に対して要望の内容を説明し交渉中であると記載してございます。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 情報化推進委員会の目的が違うから協議はしないということですけども、しかし、こういう問題を協議する場合は、じゃあ、どこなんですか。この辺について伺いますけれども、あと、西村山広域の中でも市長は理事長になっておりますけれども、この中でも携帯電話の問題については触れているんですね。圏外住民に対する利便性の享受と圏域を訪れる方の情報サービスの対応が必要とされる。こういうことも平成 13 年 3 月に作成された第 4 次西村山広域行政組合の計画の中で示しているんです。

ですから、この問題は、寒河江市の問題ばかりでなくて、やはり西郡全体の問題だと私は思っております。ですから、こういう問題を、西郡だけでなく、村山市とか葉山を抱えている周辺部でもこうした対策の話を出してもらって、こうした全体的な取り組みもされる必要があるのではないかと思います。寒河江市の田代・幸生地区だけという範囲が狭まるので、こうした対策にやはり周辺部も含めて今後検討していくべきと思います。

ですから、こうした問題をこの西村山広域の中でも議論されているということは、非常に私もこの内容を見て大変喜んでいるんですけども、こうした対策を具体的に全体として抱えている問題として提起されているんでしょうから、この問題ももう少し寒河江市でも大きな問題として取り上げていていただきたいと思えますけれども、市長は、このほかに葉山開発協議会の会長もなさっているんですね。こうした葉山開発に対しても広域的な取り組みをなさっている状況もあります。ですから、こうした対策も、ぜひこうした広域、あるいは寒河江市全体にもこうした問題を今後取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。

それから、市長は、17 年度以降についても要望することはやぶさかでないというお話でありましたけれども、今後ぜひともこれを続けていていただきたいと思えます。やはり続けていくことによって、年々要望箇所が解消されていくわけですから、次々と優先順位は確かに上がっていくと思うんですので、これをここでやめないで、継続して地域住民の声を届けるためにも、こうした継続的な要望を今後もぜひしていただくように要望をしておきます。以上で、私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この件につきましては、取り扱うのは生活環境課でございまして、市長がその責任を負っておる。当然そうでございます。

それから、西村山広域行政とか、あるいは葉山開発という話が出ましたけれども、そういう場で話題に供することにつきましては、私も何もやぶさかではございません。以上です。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 3 番、4 番について、8 番石川忠義議員。

〔 8 番 石川忠義議員 登壇 〕

石川忠義議員 私は、緑政会の一員として、また、今回の質問に寄せてくれました多くの市民を代表し、通告番号に従って質問させていただきますので、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

まず、今般の選挙におきまして 3 人の一期生議員が御当選されました。まことにおめでとうございます。3 議員とも我が緑政会に入らせていただきました。緑政会といたしましては、大いに期待し、ますます団結を強め、市勢発展と市民の福祉向上のため、及び真に市民の幸せを得るために、市民の負託にこたえるべく全力を傾注する所存であります。今後の活躍に御期待申し上げるわけでございます。

それでは、通告番号 3 番、都市計画道路栄町住吉町線見直し（廃止）関連について御質問させていただきます。

先般、本市におきまして都市計画道路の見直しがかげられました。その中で、都市計画道路栄町住吉町線が計画から廃止する方針を打ち出し、地区座談会を開催し、説明があり、理解を求められました。

この都市計画道路は、昭和 38 年の決定以来、40 年間未着手のまま今日まで経過してまいりました。この計画路線に住まいする住民の方は、自来、その都市計画道路のために、新築、改築するたびに建築に関する規制を強いられてまいりました。この地域は、何十代も続いている旧家が多く、また、寒河江城の城下町として栄えた地域でもあります。それゆえに、家々がひしめき合い、道路幅も狭く、この都市計画道路の実現に住民こぞって期待を持っていたわけであります。

そこで、この都市計画道路栄町住吉町線の新設意義はどうだったのか、経緯と廃止に至る理由についてお伺いいたします。

また、都市計画道路栄町住吉町線の廃止に伴う、この地域、いわゆる東部地区まちづくりの目標と題して、まちづくり懇談会を開催いたしました。その中で、東部地区まちづくりの目標を大きく四つ掲げております。一つは、受け継いだ歴史文化資源を守り育てていく歴史づくり。二つ、今ある水路、緑を守り、水路を身近な施設としてよみがえらせる水・緑づくり。三つ、毎日の生活にゆとりと安らぎを感じる町並みづくり。四つ、すべての人々が安全・安心・快適に暮らせる道づくりの四つであります。これらのまちづくりについて、都市計画道路栄町住吉町線廃止の関連についてお伺いいたします。

さて、本市は、昔から月山、葉山の吹きおろしの降雪が多い豪雪地帯であります。冬を除けば、グリーン期、花・緑・せせらぎで良好な生活環境の本市であります。中でもこの 6 月、緑がさえ渡り、田んぼもすっかり田植えが終わり、緑のじゅうたんを敷いたような田園風景も見受けられます。いわゆる百花繚乱の中で、さくらんぼ観光客が大勢本市を訪れ、忙しい中にも市民の顔が生き生きと輝き、私の一番好きな季節でもあります。

一方、冬に目を向けますと、私ども子供のころと比べますと、地球温暖化のためか、随分降雪量は少なくなりました。車社会及び現代社会において、狭い道路の除雪後の雪片づけは容易なことではありません。ましてや高齢者及び一人暮らしの世帯にとりましては、冬になりますと大きな問題となり、雪によるトラブルも多く発生しております。

本市から関東、関西方面にいろんな理由で定住した方々にお聞きしますと、寒河江は、ふるさとは好きなんだけれども、雪にはどうしてもついていけないと。子供のころは、逆に冬のいろんな遊びで暗くなるまで遊び、一向に気にならなかったのになんと言っております。

私は、この世に生を受けて以来、雪とつき合っておりますが、雪国の宿命とは申せ、雪との闘いはいまだ終わっておりません。冬になると必ず多くの市民の方々から相談を受けます。除雪の問題。特に最近、流雪溝

に雪を捨てられればどのくらい冬が過ごしやすくなるのかという声がびんびん大きくなっております。私も雪国に住む者として、毎年のこと、雪といかに共生するか、また、いかに排雪するかが大きな関心事であり、将来必ず解決しなければならない問題の一つでもあります。

今まで、本市におきまして市道側溝整備の進捗率はかなり進んでいると思いますが、これまで流雪溝として整備をしたところはあるのかどうか。今後既存の側溝を利用した流雪溝の整備ができるのかを含めて、流雪溝整備構想を徐々にすべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

また、先ほどの東部地区まちづくりの中でも、大変狭い道路での雪の排雪問題があります。私の持論は、側溝整備は下流の方からすべきと思っております。流雪溝は下流が完備されていないと流れません。この地区の側溝整備の進捗は、下流の方はいまだ未整備であります。東部地区の東側が木の下土地区画整理事業区域であります。この木の下土地区画整理事業での河川の完備により、現側溝を利用した東部地区の流雪溝もできるのではないかと思います。

グリーン期の住みよい本市を、どうしても冬期間においてもまさるとも劣らない住みよい環境づくりにすることが、これからの本市の大きな課題と思われませんが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号4番、農地、遊休農地も含むわけですが、これを活用した子供たちのアグリカルチャーについてお伺いいたします。

今、我が国は、農業後継者問題が大きな課題です。子供のころから農業に親しむことで農業を理解することが大事なことと思えます。

日本人は、古来農耕牧畜文化、採集狩猟文化により出発しております。先月の新聞報道によりますと、我が国への稲作伝来は、弥生時代が500年早まり、紀元前10世紀ごろとの報道がありました。であるとすれば、3000年間もの間稲作が現在まで受け継がれ、主食として日本人の食文化に大きなウエートを占めてまいりました。農業は、現在も第一次産業として国の根幹をなす産業であります。

私事でありますけれども、私は、物心ついたときには、田んぼ、畑の中にいて、そこが遊び場であり、小学校に入るものなら、忙しいときには一人前の稼ぎ手として田畑に連れていかれ、何らかの手伝いをさせられたものでございます。学校では、小学校の中高学年になりますと田植え休みがあり、三、四日は必ず田植えをしたものであります。中学校に入学しますと、職業という科目があり、学校田がありました。

1年、2年、3年と受け持ちの田んぼがあり、その時代ですが、三本ぐわでの田起こしから始まり、二番うない、3番うないと3回くわを入れ、それから土つぶし、代かきと進み、全員で田植えをやります。草取り、水管理、自称ヘクサ抜きとかをやり、肥料は担任の先生がやりましたが、上手な生徒もありました。秋には稲刈り、稲ぐいへの稲かけ、脱穀まで、稲づくりを一通り学校で学びながら、最後に感謝祭があり、もちつきをして、農作業を振り返りながら、収穫に感謝し、お互いの友情も強くなったものです。ですから、私たちのような経験をした同級生は、今もって強いきずなで結ばれております。

同僚議員、また市職員の皆様も同様の体験をされた方も大勢いらっしゃると思います。普通の科目は点数であらわれますが、この科目は余り点数の開きはないということで、これは共同作業、つまりみんなと力を合わせていかにいい仕事をするか、ロングランの中で一人だけの力ではどうにもならないことを私どもはそのとき知識として学び取ったわけでありまして。その教科も技術家庭と変わり、学校田も姿を消しました。時代が変わったなどと言って農業の魅力を陶冶しなかったことが大きな問題だったのではないかと思います。

2002年度の農業白書では、新しい農業の未来を開くために、構造改革の最後のチャンスとして、改革に取り組む決意を従来以上に力説しております。

長井市のレインボープラン推進協議会では、遊休農地を生かして農園を開設しました。特徴は、子供たちに食の大切さや農業を体験させる食農教育、不登校児童や身障者らにいやしの空間を提供する農業体験療法、アグリセラピーなどにも活用する計画だそうです。これは、市民の皆さんによるNPOによる運営を目指すもの

であります。

本市におきましても、先般、将来の農業のあり方を探る寒河江市農業振興研究室を発足させました。これは、米政策改革大綱に対応した水田農業と合理的な地域農業システムの確立を目指すとあります。私は、今こそ農業の魅力、特に食の安全性を含めた将来性のある職業としての自己意識の改革が必要であると思います。

今、国・自治体に求められていることは、農業後継者問題です。地域においては、子供たちと一緒にこの問題に取り組むことが肝要です。農業は、大自然を相手にする仕事です。一朝一夕にできるものではありません。ことしの減反も、680ヘクタール、35.01%が本市に課せられました。毎年減反率が上昇する中で、遊休農地も増加すると思います。そこで、その農地を自治体で借り受け、その地域に合った農園づくりをする。その農地をグラウンドワークで地域の子供たちと地域の人たちが、週休二日制を利用した中で農業を体験しながら遊び場としてはどうでしょうか。将来、農業の担い手とまではいなくても、農業に親しみを持てる子供たちを育成するにも必要と思われまます。

ここに至るまでくどくど申しあげましたが、私の意図するところを御理解いただき、市長の御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、栄町住吉町線の廃止のことでございます。これまで決定した経緯ということについても御質問がございましたが、都市計画道路栄町住吉町線の決定経緯及び廃止に至る理由について申し上げたいと思います。

本市の都市計画につきましては、御案内のように、昭和 25 年に寒河江町及び西根村を対象として都市計画区域を決定して、翌年の昭和 26 年に最初の都市計画道路として 5 路線を決定しております。

この栄町住吉町線は、その昭和 26 年に決定された幸田十二小路線、現在は通称西根旧道と言っているわけですが、この幸田十二小路線を廃止して、東に約 30 メートル移動したルートで、昭和 38 年に当時国道 112 号線であった日の丸タイヤ店前三叉路を始点として、北方向に市街地を経由することなく直ちに西根地区へ連絡するルートとして決定しておるわけでございます。当時の決定理由は、市街地の適正な土地利用を誘導するとともに、自動車交通の急速な発展に対応するというもので、同時に追加された他の 4 路線とともに計画されたものでございます。

その後栄町住吉町線は、始点とする当時の国道 112 号線が寒河江バイパスに移設されたことにより、幹線道路としてよりも補助幹線道路として位置づけられるようになり、以後整備の緊急性が低下し、未着工のまま 40 年を経過しているところでございました。また、当該路線やその周辺には寒河江城址などの文化遺産や寺社仏閣が点在しており、これらを保存しようという市民意識の高まりなども長期未着工になっている要因と考えております。

現在、国・県の都市計画道路に関する指導としましては、少子高齢化の進展や将来人口の減少予想の中で、現在の都市計画道路各路線を検証し、長期的に妥当かどうか、将来ともストックとにならないよう見直すことが必要であるとされております。このようなことから、現在進めております木の下土地地区画整理事業の区域に係る都市計画道路落衣島線、下釜山岸線、栄町住吉町線の 3 路線についても見直しを行っているところでございます。

栄町住吉町線を廃止する理由でございますが、今申しあげましたとおり、計画路線やその周辺にはふるさと歴史百選に選ばれている寒河江城址などの歴史的な史跡や石造文化財、古木、寺社仏閣が多数点在しており、また、旧家の町並みとともに寒河江らしい原風景が形づくられておまして、これらの地域資源とコミュニティーを保全し守る必要が一つでございます。

二つには、栄町住吉町線が、決定当時の国道 112 号線が寒河江バイパスに移設されたことで、幹線ネットワーク上の位置づけが変わり、幹線道路としての整備の必要性が低下していることから、内回り環状線の落衣島線や下釜山岸線の整備を図り、内回り環状線と既存市街地をアクセスする東西の道路を整備することで栄町住吉町線の機能を代替することができると思われることとございます。

三つ目としましては、整備の見通しが立たない現状のまま、計画線上の住民の方々にさらに長期にわたり建築制限をかけ続けることは好ましくないと思えるものでございます。

そこで、見直しに当たっては、市民の皆さんの御意見をお聞きするため、昨年度において、計画路線上の関係町会、都市計画法 53 条の規定により計画線上で建築制限を受けている方、さらに全市民を対象にした説明会をきめ細かく開催してまいったところでございます。その中では、中途半端に置かれるのが一番困るという意見がありましたが、廃止に反対するという御意見はなかったところでございまして、御理解は得られたと思っております。

次に、東部地区まちづくりと栄町住吉町線の見直しとの関連についてお答えいたします。

栄町住吉町線を廃止する手続としましては、市の都市計画審議会に付議し、市が決定できる事項になってお

りますが、県の同意が必要になっております。昨年度、県と事前協議を重ねてまいったところでございますが、その協議の中で、廃止の理由には理解が得られたものの、県の指導としましては、都市計画道路は、交通の便のみならず、市街地を形成する上で、都市の道路空間として、また街路樹などにより防災的な役割を有する都市施設であり、このような機能が都市計画道路として決定なっていることで担保されていることになり、それが廃止に伴い失われることになることから、都市計画上何らかの代替する機能が担保されなければならないということになったものでございます。その方法としまして、地域住民と合意形成のもとに地区計画を定めることが同意の要件となったところでございます。

また、ただいまの件とは別に、土地区画整理事業などによる新規住宅地では、地区計画を定めるよう国及び県から強く指導されているところであり、駅前地区と同様に、木の下地区についても、将来とも良好な住環境を形成する上で定める必要があると考えていたところでございます。

このようなことで、地区計画の対象エリアとしましては、木の下土地区画整理事業区域とその西側の既成市街地の市道丸内西根北町線、通称西根旧道を、(仮称)東部地区として一つの地区として考えているところでございます。このことにより、区画整理事業により整備される道路と既成市街地の道路のアクセスなど一体となって整備することで、地区の特色であるところの歴史文化資源や地域のコミュニティーを保全しつつ、さらに快適な住環境が整備されるものと考えておるところでございます。

地区計画で定める内容は、まちづくりの目標と整備計画であります。当面、両地域共通するまちづくりの目標について都市計画決定し、整備計画については、既成市街地と区画整理による新規住宅地とでは整備方法が異なりますので、今後区画整理組合準備会と既成市街地の代表者等によるまちづくり委員会を組織していただき、話し合いを行い、段階的に都市計画決定してまいりたいと考えております。今年度において、早速まちづくりの目標案について対象エリアの方々に対し説明会を行ってきているところでありますが、今後都市計画道路の変更とともに、地区計画の縦覧、市都市計画審議会に付議し、県の同意を得て、告示、決定してまいりたいと考えているところでございます。

次に、流雪溝のことにお尋ねがございました。特にこの栄町住吉町線との絡みでございますが、お答えいたします。

流雪溝は、道路の路側等に設置する排雪運搬用の水路でありまして、計画する場合の主な条件としましては、豊富な水量と適当な流速を維持できる勾配がとれること、そして、雪の固まりの大部分が融けずにそのまま流れますので、放流地点では流れ出た雪を受ける河川等で水害を起こさないことが必要となります。構造は、一般に市街地では幅は40センチメートルから60センチメートルとなっておりますが、雪を良好に流すためには、少なくとも40センチ程度の水深が必要であり、深さは雪投入時の水位増加を考慮いたしますと1メートル20センチぐらいとなるものでございます。

本市は、これまで流雪溝として整備した箇所はありません。昨年度に昭和堰頭首工の完成によりまして、市と土地改良区が協議を行い、昨年秋から非かんがい期でも二の堰幹線用水路に通水されており、冬期間は山岸石持地区におきまして二の堰沿川の融雪に実質的に利用されています。これは流雪溝ということではございません。

御質問の既存の側溝を利用した流雪溝の整備ができるのかということでございますが、この場合は、本来の流雪溝とは違い、交差部や直角部などの流れを妨げる箇所や勾配の関係から、雪が詰まる原因が考えられます。実際にことし1月には、二の堰幹線用水路から分水された支線用水路が、雪の投入や屋根からの落雪であふれたことにより、流れてきた雪や水が市道等の既存の水路に回り込み、西根地区や中央地区、そして越井坂地区では2カ所、合計4カ所で詰まりまして、あふれたことの苦情により、やむなく支線用水路の水門を閉じ、通水を中止した経過がございます。このようなことから、既存の側溝を流雪溝としての使用は困難なのではないかと考えています。

これからの流雪溝整備構想につきましては、冬期間の水量や放流地点での雪の処理の可能性などから非常に難しいと考えておりますが、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

それから、木の下土地区画整理組合との関連におきまして、下流から流雪溝の整備というようなことがどうかと御質問がございましたが、今申しあげましたように、流雪溝の整備となりますと、課題が多く、非常に難しいと考えているところでございます。また、昨年度、土地改良区の協力を得て、石持町から沼川までの区間の二の堰幹線用水路に通年通水し、また、その幹線から用水路に分水し、融雪にも利用されてきましたが、用水路はあくまでも用水としての機能を有するものでありまして、融雪のためには、断面、勾配とも小さく、あふれる現象が発生いたしました。今申しあげたとおりでございます。このようなことで、今年度については、用水路への分水は見合せ、幹線用水路のみに通水する予定としているところでございます。したがって、質問がありました既存側溝を利用した流雪は難しいものであり、分水されないことになれば、幹線から離れた東部地区においても利用は難しいと考えております。

なお、東部地区では、地区計画を策定し、まちづくりを進めようとしております。先ほど申しあげました。今後、まちづくり委員会を組織し、話し合いを行っていく予定になっておりますが、その中で、狭隘な道路に面している通りについては、建物等を道路から離してつくるようなセットバックのルールなども定めることにより、道路わきの空間を広げ、日当たり及び通気をよくし、防災的にも、融雪にも効果があるのではないかと考えているところでございます。

次に、農地、遊休農地を含むところの農地を活用したアグリカルチャーですか。このことに答えてまいりたいと思います。

農業農村は、基本的には自然環境に調和した形で生まれ、国土保全や水資源の涵養、大気の浄化、生物の多様性の保全、美しい景観の創出など多面的かつ公益的な機能を持っており、このような機能を十分発揮していくためには、農業の健全な発展と優良農地の維持・確保が必要でございます。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の輸入拡大、価格の低迷、そして米の生産調整など、農業を取り巻く環境がますます厳しいものとなっていることから、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加を招くなど、地域農業の活力低下が懸念されております。

このような状況の中で、本市においては、さくらんぼ生産農家やバラを初めとした花卉生産農家を中心とした農産物の高品質化、高付加価値型農業の実践によりまして、他の市町村に比べれば農業自体の活力はあると思っておりますが、農業従事者の平均年齢が60歳を超えている状況下にあるため、農業後継者の問題は避けて通れない重要な課題であると認識しております。御案内のように、今年度に発足しました寒河江市農業振興研究会の中で、後継者問題等について検討してまいりたいと考えているところはこの辺にあるわけでございます。

また、農業経営の方法も、経済の高度成長とともに農業の近代化、合理化が進められてまいりました。このことは、農作業の機械化によって労働力が省かれ、以前のように労働力としての子供の手を必要としなくなったことが子供の農業離れを進めた一つの要因ではないかと思っております。

一方、文部科学省では、平成14年度から始まった完全学校週五日制のもとで、子供たちに豊かな人間性やみずから学び考える力を育成することをねらいとした総合的な学習の時間を創設いたしております。本市におきましても、総合的な学習の時間に全小学校で、PTAや保護者、地域の先生の協力を得て、学校田とか、あるいは学校畑とかの場を生かして、米や野菜の栽培、収穫などの農業の体験学習を実施しており、そこでとれた米や野菜を自分たちの給食の食材にするなど、次代を担う子供たちへの食農教育についての具体的な取り組みを実施しているところでございます。また、5年生用の農業副読本を作成し、子供たちの農業に対する理解を深める事業もあわせて実施しているところでございます。

御質問の、遊休農地を借り受けて農業体験をする遊び場としまして、農業に親しみを持てる子供たちを育成

してはということですが、子供たちの農業体験学習や自然体験学習は、自然を慈しみ、食べ物をつくり、育てる喜びと食べ物を大切にせず心を養うことになり、子供たちの生きる力を醸成する上で極めて重要なことであり、その取り組みを強化すべきであるとされております。

これは、文部省も言っているわけですが、現在、学校教育以外で本市で実施されている農業体験学習や自然体験学習は、農業委員会とJAが主催する「ちゃぐりんフェスタ」や醍醐地区における休耕田を活用した「ホタルの里づくり」事業などが挙げられますが、今後においても、子供たちの農業に対する理解を深め自然環境の大切さを知る活動を、継続的かつ積極的に推進していかなければならないと思っております。

そのため、子供たちや保護者、地域の意向を踏まえた上で、遊休農地等を活用して子供たちが農業体験できる本市独自の取り組み方策や、水路や水田、ため池、里山などを活用した「田んぼの学校」の取り組みなどについても検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番石川忠義議員。

石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、第 2 問目に入らせていただきます。

まず、都市計画道路栄町住吉町線の廃止についてでございますが、38 年に設定されたということでございますけれども、その後、答弁にもありましたように、112 号線のバイパス、また落衣島線の計画ということで、この都市計画道路がいろんな諸条件によって廃止の機運になったということも、地域住民の方も説明会の中では理解しておったようでございます。

しかし、予定の沿線の住民の方々は、やはりこれまで 40 年間、そういう都市計画道路が切れるという非常に大きな期待をかけておったわけでございまして、それがなくなったということになりますと、その後の対策が非常に大きな課題なのかなということを懇談会の中でもいろいろ意見があったように思います。

それで、(仮称)東部地区まちづくりということなわけですが、第 1 問に申しましたとおり、あの地域は、非常に古い家並みということで、昔からの寒河江城の城下町の名残がありまして、非常に家が密集して、道路も非常に狭い。市長も何回も冬期間通った中で狭いなということを感じていらっしゃると思いますが、そのまちづくりの中で、四つの項目等、第 1 問で申しあげましたけれども、いろんなすばらしいまちづくりの構想を述べております。こういうまちづくりにしてもらうには、私も本当に市民としまして歓迎したいわけでございますけれども、ややもすると、廃線に伴ったまちづくりの構想ということだけで終わってしまうと、絵にかいたもちになりはしないかということも沿線住民の偽らない気持ちなのかなと思います。

そこで、1 問でも申しあげましたとおり、グリーン期、4 月から 11 月ごろまでは、非常に寒河江全市を見回しても、花・緑・せせらぎに彩られたまちづくりということで、それは功を奏しまして、非常に住みやすいということで評価を受けておるわけでございます。

しかし、冬になりますと、やはり一転しまして、非常に住みにくい。雪国はどこもそうでありましょうけれども、いわゆる旧市街地、既成市街地ですけれども、特にここが非常に狭い道のために、除雪をやっても除雪の雪の行き場所がないということで、今まで非常に多くの問題または苦情等で私もいろいろ相談をかけられましたけれども、やはり夏場の住みよい環境があるからこそ、冬の雪の厳しさが、まだ寒河江市での解決を見ないままに冬を過ごしている。何とかこの辺もこれから、少子高齢化の中に向かって、やはり冬も非常に住みやすいまちづくりを考える時期に来ているのかなと思います。

なかなかここに来て非常に厳しい財政状況の中で、そういう雪の除雪問題等の、ここでいう流雪溝ですか、そういう中の対策は非常に難しいと私も思いますし、今後そういう流雪溝をつくるための予算というものはなかなか取り出せないというのも事実でございます。しかし、長い目で見ますと、やはり雪の問題を長期間の間に何らかの解決策をしないと、いつまでたっても寒河江は、冬期間、とにかく住みにくいというようなことで、余りいい冬期間の感情がないのかなと。

ちょっと余談になりますけれども、私もことし還暦を迎えまして、我々還暦祝いをする予定でございますけれども、正月、普通年始めにしようと思ますと、「冬はやめてける」と。「なしてや」と言う、「雪あるところさ、まず行かなくていい」というような。さっき申しましたとおり、昔、子供のころ、ふるさと西根で育った我々同級生が、やはり夏場、お盆に行きたいと。当然これは、美しいふるさとのそういう町並み、また生活環境のよさということでお盆に来たいということはわかるんですけども、やはりここで生まれ育った方々も、雪の大変さを身にしみてそういうことをおっしゃるのかなと思っております。

そこで、そういうまちづくりとその廃線についてのあれは、いろいろ市長は、垣根なんかをつくって、そういう境界を広くとって、冬の雪対策の一助にしたいという構想もあるようですけれども、なかなかこれにして

も、やはり道路に接触している、接近している家々をたがってまでもやれない現実もあるわけです。

そういうことで、今後そういう雪の対策として、寒河江市として長期ビジョンの中でそういう流雪溝の整備を今後検討していくようなお答えがあったわけですが、私は、今そういうことを現実に考えてもらって、将来のために、将来のそういう雪対策のために何とか考慮していただけないかということをお願いするわけです。その辺の市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、これは全体としての流雪溝の考えを今問うたわけですが、東部地区のまちづくりに関して、先ほど申したように土地区画整理事業というものが今立ち上がりつつあるわけですが、その区画整理事業の区域、16.7ヘクタールですか。その住宅造成について、何らかの河川対策ということも考えた中で進んでいるわけですが、やはり下流の方がきちっとなっているというのが、側溝とかそういう流雪溝の第一条件だということを第1問で申しました。

今そういう東部地区の側溝の下流を見ますと、ほとんどなっていない。これは、やはり農地と農地の用水ということで使っているということもありましようけれども、住宅も下流の方は張りついていないということで、側溝整備はやはり住宅のあるところを基礎にしてやっておりますので、下流の方が全然進んでいない。冬にそういう少しの水を流して流雪溝がわりに使おうとしても、下の方が流れないものですから、当然途中で水があふれるということだと思います。下流の方がきちっと側溝整備がなっておりますと、やはりある程度の雪も流れるのではないかと。これは、今現在の側溝をそのまま使っては当然無理なことだと思いますけれども、改良をした中で、本格的な流雪溝とはいかなくても、少しのそういう消雪に対しての利用はできるのではないかと私は思うんですけれども、その辺の見解もお願いしたいと思います。

農地を活用した子供たちのアグリカルチャーについてということで質問申しあげました。

1問にも申しあげましたとおり、やはり農業というものは、我々が経験したとおり、小さいときから農業をさせられたと申しますか、しなければならぬという時代だったわけでございまして、そういう中で育ちますと、ある程度のやり方も、大人になってしなくても、自分の菜畑、自分の飯米ぐらいはつくれるというような体験をしていますけれども、今の我々の子供たち、また、今の子供たちにつきましては、なかなかその体験がないということで、本格的に農業に親しむということがほとんどないのかなと。

今、学校の方で、いろいろ総合学習等の中でそういう農業の経験、いろんな水田とか、田植えとか、園芸、果樹や野菜、そういうものをやっているわけでございまして、やはりそういう限られた時間内、また、完全学校週五日制になってから非常にそういう時間も十分にとれないという中で、触りだけやったということだと思いますけれども、それでは余り農業に対して将来やってみたいという力が余り期待できないのではないかと。

今、非常にこういう景気低迷の中で、今後どういう経済状態になるかわかりませんが、少なくとも我々の時代、また、我々の子供たちが社会に出るときには、非常に農業が停滞といいますか、安いということで、皆サラリーマンになってしまった。今のサラリーマンの待遇は非常に厳しい。昇給も余りないということで、逆にリストラとかいろんな労働者にとっては非常にマイナスの面の条件があるということの中で、今ここで、農業というものが非常に職業としてはこれから先の希望がある職業だということを、やはり子供たちに、また我々親も社会の通念の考え方として一緒になって、子供たちと一緒に考えるというような場所もこれから必要なのではないかと考えるわけです。

いろいろ地域の方も話しますと、いろいろこれは大変だべなと。地域の人がだれすんのやというような方もおりますけれども、いろいろ子供たち、また、子供のそういう育成会とかいろいろありますけれども、いろいろ話の中で、やはり地域住民が一緒になって考えていかなければならない時期なのかなと思っております。

私も、平成13年12月、ピオトープ構想ということで質問した経緯がございます。これについては、後日安孫子市美夫議員が質問する予定でございまして、私は割愛させていただきますけれども、やはり今子供たちが

そういう遊び場、そういうものが非常にないと。私のところにもたくさんの子供がおりますけれども、やはり近場に行くところがない。それで、近場で遊ぶには、ひとの畑とかそういうところに入って、非常に迷惑をかけている。そんなことで、これからは、そういう一つの地域対策としまして、休耕田を利用した中での子供の遊び場的なものを含めた中での、そういう社会体制が必要なのではないかなと思うわけでございます。

私も今いろいろ早起きさせられまして、さくらんぼのテント張りなんか手伝っておりますけれども、きょう、4時ごろ起きて、あるところに行って手伝ってきたわけですが、そののんだんが78歳なんですね。もう78歳で、さくらんぼのパイプハウスに登って、張ってあるいたわけですね。そこまでして農業を守りたいということに、私は、やはり農業を体験している方は本当に自分の体が動けるうちはそうしてやっているんだなということで、本当にその姿を見て、余り登らないで、下におりて見ててくれないかというようなことを言っておったんですが、自分のさくらんぼ園の中で自分だけしかできないと。よそ様の方を頼んできて、自分も上に上がらないとうまくないという気持ちでおったんでしょうけれども、やはり今後のそういうさくらんぼのハウス一つとっても非常に厳しい。

皆さんこれはおわかりなわけでございますけれども、厳しい後継者難に今なっているわけでございますから、子供たちがそういう経験をして、みんな農業後継者になるかということは到底考えられないわけですが、農業に興味を持つ、また、農業または食についても理解を持ってもらうということで、そういう休耕田を利用した中での子供たちに対しての地域と一緒にした事業も必要ではないかということでもあります。

市としても、寒河江市農業振興研究会の中でいろいろ検討していきたいということでございますが、ぜひそういうことを実現していただきたいということをお願い申し上げまして、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問で全部お答えしておりますけれども、重ねての質問でございますから答えます。

栄町住吉町線は廃止するわけでございますけれども、先ほど申しあげましたように、現在、県の同意を得るために地区計画を立てておるわけでございまして、新たな東部地区といいますが、そういうものをつくっていかなくてはならないと思っております。新しい都市計画道路、そしてまた、区画整理を合体した中で、そしてまた、東部地区全体の地区計画を立てながら、新たなまちづくりを東部地区に打ち立てていかなくてはならないと、かように思っておるわけでございます。

それから、狭隘な既存の道路と冬期間の除排雪の関係で、これから雪対策が重要なことになるのではないかなど。それはそのとおりでございまして、全く細いところの工事、そしてまた、歩道はもちろんありませんし、側溝も十分とれないようなところは、東部地区のみならず、まだ残っているところもあるわけでございますけれども、こういう地区に対して、いかにして雪対策とまちづくりというものを融合させていくかと、調和させていくかということは大変大切なことだろうと思っておりますけれども、非常にまた難しい分野もあるわけでございますので、特にふるさと景観の十景の中に挙げられておるところの地区につきましては、動かすことは非常にままならないということもあるわけでございますので、そういう地区をどのように雪の対策をとっていくかというのは、これからも十分検討させていきたいと思っております。

それから、下流の方からの河川整備が必要ではないかということでございますが、これまでですと、あそこは田んぼでございますから、用水だけのことを考えておればいわけでございますけれども、今後住環境ということに新しく変わるというように計画が打ち立てられておるわけでございますので、そういう中に来ますと、やはり生活用水といいますが、それからかんがい用水というような分野も、そういう機能もあわせたものとしてどう整備していくかということも大切だろうと思っておりますので、東部地区の整備、区画整理との関連というものも含めて、これから十分検討してまいりたいと思っております。

それから、農地の有効利用といいますが、それと子供の遊び場ということでございますが、昔だったならば、先ほどの第1問の発言の中にもありましたけれども、私らが子供のときには本当に農作業に手伝ったものでございまして、猫の手も借りたいという時期が当然あったわけでございますけれども、今は農業が機械化されたということで、その必要もなくなってきておるわけでございますけれども、やはりこの寒河江は、農村の景観といいますが、それが非常にすばらしいということもありますし、農業の体験をすることによって、農村の景観のすばらしさを味わいながら、そしてまた、農作業を体験することによって、農業の重要さといいますが、あるいは食料の生み出すところの重要さということを子供に体験させなくてはならないだろうと思っております。作業する楽しみ、あるいは苦しみ、食物を生み出すところの大切さということも、ただ単に農地の活用という分野でなくて、そういう意味からも、いわゆる子供たちに農業体験なり、あるいは農作業に従事させるということも必要だろうと思っております。

ただ、それを学校教育との関連、あるいは地域との関連の中でどのようにうまく調整しながらやっていくかということ、いろいろこれは勉強しなくてはならないわけでございますが、第1問でも答弁したように、例えば「田んぼの学校」とか、あるいは「ホタルの学校」とか、あるいはグラウンドワークとかいろいろあるわけでございますけれども、それらをうまく地域の中に生かしていくことが必要だろうと思っております。

それから、やはり遊休農地の活用の仕方の分野からも考えていかなければならないと思っております。農業振興研究会の中でこの辺も議論されるわけでございますけれども、こういう分野もどのような分野に活用していくかと、そういう中の一環として子供たちの遊び場にもなり得るわけでございますので、そういう分野からもこれを検討してまいらなければいけないと思っております。大切な問題、重要な問題であり、また、やらなくてはならないことでもありますので、十分これからお知恵をおかりしながら、あるいは関係機関、団体とも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 1 問の回答よりも具体的に回答いただきましてありがとうございました。

要望になると思いますけれども、本当に市長は、これまで寒河江市の住みよいまちづくりのために、全般にわたって御尽力なされた方だということで敬意を表しているわけですが、何回も申しますけれども、グリーン期はグリーン期として、やはり日本で一番住みやすいんだということは今後とも継続をしながらやっていただきたい。我々も協力したいと市民も思っております。

それで、問題は、やはり冬期間。4 カ月 5 カ月になりますけれども、その冬期間を今度はどのように快適な寒河江市の住みやすいまちづくりをするかということも考えるということですが、期待しますけれども、やはり少しずつ実行していただくようお願いしたいと思います。

また、子供たちのそういうアグリカルチャーについてでございますけれども、我々が経験して今現在に至っている中で、やはり市長も一生懸命子供のころも手伝ったということを知っています。体験しないと、これもある程度のまとまった時間をしないと、やはり原体験と申しますか、体で覚えないとということで、非常にこれは、将来的に効果があるかないかということも考えながら、やはり今後そういう問題も解決いただきたいと思ひまして、期待しながら私も今後の推移を見守っていきたく思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 5 番、6 番について、3 番鴨田俊・議員。

〔3 番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 私は、緑政会の一員として、また、多くの市民の声を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。

さきの統一地方選挙において初当選させていただき、今回初めての一般質問でございます。至らぬ点がございますが、お許しをいただき、精いっぱい務めさせていただきます。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

通告番号 5 の農薬使用の課題についてであります。

昨年は、山形県では無登録農薬問題で農業と農産物に対する大きな不信感を残した年でありました。ことしになりまして、各関係者は、とりわけ安全安心を強調した農産物づくりに取り組んでいる最中であります。そして、農産物の安全安心において何か問題が発生したときに、その解決を速やかに図るため、トレ・サビリテューシステムの導入、普及推進を行っている最中でもあります。

この取り組みをしている大もとは、県安全・安心農産物流通システム管理委員会や、この地域のさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議であります。これらの機関では、農産物の安全確認を徹底するために出荷販売前に行う残留農薬検査体制の整備にあります。

具体的には、生産農家の 5 % に相当する部分を検査するものであります。農家 20 戸からなる基本の集団化を図り、その中の 1 戸を抽出いたしまして、残留農薬の検査を行うというものであります。品目ごとにもこの 20 戸の生産者を基本単位としております。そのため、農産物出荷にはこの 20 戸の集団が安全安心の運命共同体になるわけであります。ところが、この運命共同体に対して何の問題もなく受け入れられる生産者と、そうでない生産者がいるものと思われます。この点に関して十分な配慮が必要と思っております。

そこで伺います。市は、どのようにして安全・安心農産物出荷集団の組織化に関与し、指導していくつもりかお答えをいただきたいと思ひます。

次に、農産物の安全安心対策が理解されて進んできまると、新たな問題の発生を生んでおります。ある農産物に使用が可能な農薬であっても、防除暦に載っていない農薬はなかなか使いづらい現状になっております。当然不満の声が上がります。その原因は、今まで彼らは彼らなりのそういう防除基準をつくって、そして持っているからであります。将来、できれば J A の防除暦あたりで統一できればと思っておるところでございます。

そこでお伺いいたします。寒河江市の農産物の防除基準作成に、市はどこまで関与し指導できるのでしょうか。市の見解を伺いたいと思ひます。

次は、マイナー作物についてであります。生産数量の少ない農産物、すなわちマイナー農産物の防除基準、防除暦の作成については、なかなか難しく、思うようには進んでいないようであります。しかしながら、新しい作物を導入しようとした場合や一般的でない作物を栽培、出荷しようとした場合、必ずや防除基準、防除暦の壁が立ちふさがります。意欲のある農家の新しい農産物への取り組みなど、そのチャレンジ精神を常に私は大事にしていきたいと思ひているところでございます。したがいまして、マイナー作物の防除基準、防除暦の速やかな作成メカニズムを農林課の中に整備すべきと思ひますが、いかがなものでしょうか。

続いて、農薬の安全性に関して市民に理解を求める取り組みについてに入りたいと思ひます。

ここでいう農薬とは当然化学農薬のことであります。農産物は、人間の都合に合わせて品種改良されてきた歴史があります。その中の一つで、味がよいもので低毒性のものということが追求されてきました。実は、現

在の農産物は、品種改良によって自分で自分を守るシステムが限りなく損なわれてきているものでございます。この農産物の収量が大きくて、高い栄養価のものであれば、宿命的に病害虫により被害を受けることとなります。

したがって、現在の農産物を生産するには、外的保護、つまり農薬が必要となります。農薬なしでは現代の農業は成立しないといっても過言ではございません。この点を市民の皆様にご理解してほしいのであります。農業を営む者は、農薬を決して好んで使っているわけではありません。農産物の需要に対して安定的な供給という責任感もあり、その達成にはどうしても農薬の使用が必要となっているからであります。

今、農産物にとって安全安心がキーワードになっております。私には一つの心配があります。余りに安全安心が強調され過ぎて、農薬を使用すること自体が問題視され、そういう風潮になりはしないかという点にあります。農薬使用のために農家が、そして農業そのものが後ろめたさを感じ、縮んでいかないのかという心配があります。農薬使用が誤ったイメージとして定着していかないように、農業の発展のためにも、折に触れ、機会を見つけて、現代の農業に農薬の必要性とその使用にかかわる安全性に関して、市民及び消費者に対して理解を求める取り組みを行っていくべきだと思います。市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、通告番号6の質問に入りたいと思います。

私は、現在進行中の少子化現象を念頭に置いて質問したいと思います。ジェンダーフリー的教育についてであります。

ジェンダーフリー的教育とは、男女の性別をなくした教育をしようというものであります。例えば、スカートは女がはき、丸坊主、角刈りは男性がするというふうな外見的なものから、男性は強くたくましいもの、反対に女性がか弱く男に助けられるものなどという内面的なものもありますが、そのような考え方はやめようという教育であります。

人間は普通、男性か女性かのどちらかに生まれてきます。そして、それぞれの性別を自覚し成長していくものでございます。ところが、この教育は、男である、女であるという自覚を否定するものでございます。この日本がいまだに社会的にも文化的にも男性社会であり、これを打破するために、すべての面で男女平等に教育すべきだと、そのような思想が背景にあります。

この教育を早くから受けると、その影響は男の方に特に大であるという認識があります。例えば、男の子がその強さ、たくましさや否定され、従来の女の子のような行動を強制されれば、精神的に去勢されたようになることは必然的であります。また、女性の方には、このような教育を長く受けてまいりますと、精神的に男性化が起り、異性を自覚するということがおくれ、晩婚化に拍車がかかるというわけでございます。

30年前の女性と現在の同一年齢の女性とを比べてみますと、その未婚率は現在の方が36%も高いという結果があります。ジェンダーフリー的教育をすることとは、精神的に中性の人間を多くつくることだと思っております。このようなために、結婚しても家庭の維持が困難な夫婦も相当出てくるのではないかと心配もされています。そして、すべてこれらのことが大きな一つの原因となって少子化が進んでいると、このように私は考えるわけでございます。

今少子化の波は全国に及んでおります。合計特殊出生率は、平成13年度では、全国で1.33、県で1.58、寒河江市で1.65であります。人口を維持するには2.08が必要であると言われております。この数字を見ると、全国的に少子化対策が急務と理解できるわけでございます。そして、その対策を実際に行っているわけでございます。

ところが、今このジェンダーフリー的教育が全国的に広がりつつあります。そして、この思想が色濃く反映された二つの法律、男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法がこの少子化の後押しをしていると私は考えております。この法律の後押しによる女性のより高い職場進出や社会進出は、当然彼女たちの結婚と出産を控えさせる結果となり、ここのところが国の政策の矛盾を感じさせる点でもあります。

この二つの法律は、学校教育の指導要領にも大きな影響を及ぼしてくるのではないかと私は思っております。子供の出生数をふやそうと訴えてきた私にとって、このような問題を含んでいることを認識されないまま、現場教育にこのジェンダーフリー的教育方法が広まることだけは抑えたいと考えております。

以上の点から、教育委員長に次のことを伺いまして、私の質問とさせていただきます。

1、指導要領の中で、どんなことが男女の性差をなくす教育に位置づけられ、生徒指導の中でどのように教えられているのか。

二つ目、基本的人権というところで、男女平等は尊重しながらも、男女の性差を認めていき、このようなジェンダーフリー的教育の性急な受け入れは反対すべきと思うがいかがでしょうか。

三つ目でございます。最近、若い夫婦の自分の子供に対する無関心、粗暴的行為がふえていると思われるが、このジェンダーフリー的教育との関係をどのように見ておられるのか伺いたいと思います。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 農薬使用の課題について、4 点にわたりご質問がございました。1 問から答弁申し上げます。安全農産物出荷集団のことです。

昨年の無登録農薬問題の反省を踏まえ、県では、市町村や農業団体等と連携し、今年度から、さくらんぼを初めとする 9 品目を対象作物に安全農産物出荷集団育成と農産物出荷前残留農薬分析を内容とする事前分析体制確立対策事業に取り組んでいるところでございます。御承知のとおりでございます。

この安全農産物出荷集団は、山形県の農産物は安全という消費者の評価を確かなものとするため、確実に安全な農産物を出荷する活動を行う集団であり、農薬適正使用推進員の指導のもと、防除基準等の取り決めと遵守、それから防除記録の作成などを行うとともに、出荷前残留農薬分析により、みずから安全確認を実施することとなっております。

市におきましては、この制度の周知を図り、集団化を推進するため、県と共同で市内の荷を集める集荷業者や農薬販売店を巡回し、説明してきたところであり、現在まで本市に対して 72 集団が推薦されておりますが、さらに今後リンゴ等の作物に係る集団についても推薦されてくるものと思われま。

なお、集団化に当たっては、農協、卸売市場などが推薦団体となって、取引のあるすべての販売農家を集団に取りまとめ、市を通じて県に推薦することになっており、大半の集団が地域のまとまりを中心とした 20 人ないし 40 人程度で構成されているようでございます。今後は、すべての販売農家が集団に参加されるよう、制度の周知に努め、県などと協力しながら集団の育成を図ってまいりたいと思っております。

次に、防除基準についてでございます。

集団が取り決める防除基準については、農薬取締法に基づいて登録された農薬について、使用作物、使用時期、使用回数などを遵守すればよいものであり、使用する農薬の選択などは集団の判断に任せられています。しかし、今回から実施する残留農薬分析では、集団構成員の 5 % の検査で、御指摘ありましたが、5 % の検査で集団全体の安全を確認する点からいって、基本的には集団で統一した基準で防除するのが望ましいのではないかと思います。ただし、県の指導では、制度がスタートして間もないことでもあり、必ずしも集団で統一した独自の防除基準が作成されていなくとも、当面農薬取締法にのっとった防除を行うという申し合わせがあればよいとされており、市といたしましても、現段階では個々の農家で使用農薬に違いがあるとも考えられることから、県の指導に沿った形で指導しているところでございます。

それから、3 番目でございますが、本市におけるツルムラサキや食用菊などのように、生産量が少ないもので地域の特色ある農産物として生産される作物は、いわゆるマイナー作物と呼ばれるものでありますが、登録された農薬が少ないのが実情であります。農家が登録のない農薬を使用すれば、農薬取締法で罰則の対象になります。そのため、国では、形や食べる部分が似ている作物をグループにまとめて、農薬メーカーが登録を受けられるように変更し、適用作物の拡大を図っているほか、マイナー作物に農薬登録が拡大されるまでの経過措置として、当分の間、県が申請して国が使用承認した農薬については、生産組織が県に申請すれば使用できるようになっており、現在、県において 3 月に続いて第 2 回目の申請受け付けが行われております。県では、農協、各卸売市場等を通して農家にこの経過措置の周知を図っておりますが、本市といたしましても、農協と協力しながら、部会等の生産組織を通じて周知を図り、この経過措置を活用しながら、マイナー作物の農薬使用について万全を期していただくよう指導しております。

最後に、農薬の安全性、必要性についてでございます。近年、BSE の発生や農産物の偽装表示事件、無登録農薬問題により、食の安全に対する消費者の関心は大きな高まりを見せております。食料・農業・農村基本法においては、農業の自然循環機能の維持増進によりその持続的発展を図ることが基本理念の一つに掲げられ

ており、それを踏まえ、土づくりや化学肥料・農薬の低減に取り組む農業者をエコファーマーとして認定する制度や、それから、減農薬や無農薬栽培による特別栽培農産物認証制度を設けるなど環境保全型農業を推進しています。

しかし、農薬を使用しない農業は、農作物の商品化率の低下や手数のかかる農作業を必要とするなど生産コストがかかり、また、流通小売業界や消費者も、安全な農産物を求める一方で、規格の整った見た目のよい商品を求める風潮がまだ強いのではないかと思います。こうしたことから、すべて無農薬・減農薬栽培とはいかないのが現実であろうと思います。安全性や適正使用の確保に十分配慮しながら、最小限の農薬使用は必要なものであると思います。

農薬は適正に使用されている限り安全で必要なものであるということについて住民に理解を求める取り組みが必要ではないかとの御意見につきましては、基本的には、生産者が農薬の使用に当たってルールを守り、トレーサビリティの取り組みなどで正しい生産情報を発信、公開しながら、消費者の理解と信頼を得るよう努めていくことが第一に必要であると思います。

市といたしましても、さがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議を通じて、農薬適正使用推進員と連携した安全防除指導の徹底や、防除基準を遵守した適正な農薬使用と生産履歴記載の指導、安全対策に向けた広報宣伝活動、トレーサビリティシステムの構築などに取り組んでいるところでございますが、さらに農薬の安全性、必要性についての啓発にも取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育の課題についてお答えします。

御指摘のジェンダーということに関してでございますが、ジェンダーという概念は、生物学的な性別でなく、長い歴史の中で社会的、文化的に形成された性別を示す固定的な概念であるとされております。一方、政府内閣府では、ジェンダーフリーという用語は、国連や欧米、さらには日本国内の法令において使用されている用語ではなく、公的な定義づけが行われているものではありません。社会的、文化的に形成された男女の違いにかかわる偏見からの解放を目指し男女差を解消する、ある一つの見方、考え方によって使われている言葉であり、法令等において使用されるものではないと説明しております。

そこで、お尋ねのどんなことが男女の性差をなくす教育として位置づけられ、教えられているかということでございますが、学校教育においては、殊さらそのような観点を取り入れていることはありません。そもそも教育は、憲法はもとより、教育基本法の精神にのっとり行われるべきものであり、学校教育の中では具体的には学習指導要領を受けて学校教育を進めているところであります。

学習指導要領には性差についての記述はありませんが、あえて関連する事項を探してみますと、小学校の道徳教育の中には、高学年向けの学習指導の観点の一つとして、第二次性徴期、これは男女の性差の性と特徴の徴という文字によって性徴ということですが、この第二次性徴期に入るため、異性に対する正しい理解と男女間の友情を育てることを配慮する必要があると示されており、互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合うことが学習指導上の要点として明示されております。

また、中学校学習指導要領では、男女は、互いに異性について正しい理解を深め、相手の人格を尊重することが示されています。そして、指導に当たっては、真剣に異性の持つ見方や考え方を知ることが必要であり、それをもとに自分の異性に対する姿勢を見直すきっかけとなるように指導する必要がある。社会の状況は青少年の成長に必ずしも好ましい状況にはない。学校においては、異性の特性や違いをきちんと受けとめ、相手の人格を尊ぶ姿勢を育成することが重要であるとされております。

したがって、ただいま述べましたように、学習指導要領では児童生徒が異性の特徴や違いをきちんと受けとめるよう指導するよう求められているのであり、男女の性差をなくす教育として位置づけられたり、実施されているものではありません。

次に、いわゆるジェンダーフリー的教育の性急な受け入れはすべきではないという御提案に関してお答えします。

このことに関しては、ただいまお答え申し上げたように、そもそも学校教育が、学習指導要領によることなく、ある一つの見方、考え方によって行われるようなことはあってはならないことであります。したがって、お尋ねのことに関しては、そのような懸念すべきことはないことをお答え申し上げます。

最後に、最近の若い夫婦の児童虐待などの事件は、学校におけるジェンダーフリー的教育の浸透の結果ではないかということですが、これも、ただいまお答えしましたように、学校教育ではそのような教育は進めておりませんし、相手の人格を尊ぶ姿勢を育成し、生命や人権を尊重する教育に努めているところであります。お尋ねの若い夫婦による児童虐待などの事件に関しては、基本的には、学校教育を含め、広く家庭、社会全体で互いに知恵を出し合い、相手の人格を尊重し、生命を尊ぶ精神を育むなどの取り組みを進める中で解決していくべき課題であると考えているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

前の 3 点につきましては、当然このようなことを考えながら、我々は、私は農家でございますけれども、やっていかなければならない、やるべきだと思っておるわけでございます。

ただ、最後の 1 点でございますけれども、我々農家は、今まで農薬袋に書いてある能書きを見て消毒をやって、あれを守って消毒をやっていけば何の問題もない、何の心配もないというぐらいにこれまでやってきたわけでございます。しかし、今こういう安全安心ということが前面に押し出された結果、非常に窮屈な思いをしているということも事実でございます。

本来ならば、農家が、皆さんがこういうことを深く理解していただければいいんですけれども、どういうふうにしていいのかということがちょっとわからなく、今現場が混乱しているような事実も見当たるということでございます。要は、農家の農業をやっていく心構え、いわゆる心配事のケアですか。心のケアですか。そんなものも必要ではないのかなと思って質問したわけでございました。この辺のこともこれからお考えいただき、ひとつ農政にいそしんでいただきたいと思いますと思っているわけでございます。

最後のジェンダーフリーということに関してでございますけれども、確かにジェンダーは外国の言葉、外国にそういう言葉がございます。しかし、ジェンダーフリーという言葉はございません。これは日本の和製英語だそうでございます。したがって、この言葉がイデオロギー化されるという事態があるそうでございます。いわゆる社会主義的な考えとドッキングしまして、先生方が子供にこういう思想を持ってくるという懸念が相当あると指摘されているようでございます。その辺も踏まえて今回の質問といたした次第でした。十分に検討しながらやっていっていただきたい。このように思いまして、私の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 一問の答弁でございますけれども、議員がおっしゃいますように、能書きを見てこれまで使用してきたと。ですけれども、国の基準等々からいきますと、もっともっと厳しくなってきたというものが現状だろうと思っております。ですから、作物ごとにどの農薬を使っていいのかというようなことに対しては、まだやはり農家の方々も戸惑っている段階もあろうかと思っておるわけでございますけれども、今が農薬使用について非常に神経質になっておると。これは、消費者に与えるところの安全なものを届けるということを踏まえるならば、これは当然なことかとは言えませんが、難しい大変な時期に今あると思っておるわけでございますけれども、やはり地域の安全安心の農産物を届けるんだと、あるいはブランド商品としての寒河江の農産物を間違いなく安全安心なものとするということには、これは必要なことだろうと思っております。

ですから、出荷集団というものをつくって、組織の中でも、あるいは農家自身がみずからの確認ということも踏まえながら実施していただきまして、やはりこれを乗り切っていくことが大切な時期だろうと思っておりますので、市といたしましても、県の意向なりも十分踏まえ、あるいは関係機関、団体と連携をとりながら、この事態を乗り越えていかななくてはならないと思っております。以上です。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 7 番、8 番について、20 番遠藤聖作議員。

〔20 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党を代表して、通告してある問題について、以下、市長に質問をいたします。最初に、通告番号 7 番、幾つかの行政課題について伺います。

一つは、市の財政問題と事業の取捨選択についてであります。

この問題については、昨年 12 月の定例市議会の一般質問で取り上げてきたのを初めとして、これまで何度も同種の問題提起を行ってまいりました。その中心的なテーマは、危機的な財政状況の中で、市が進めている大型のプロジェクト事業が妥当なものであるか否か、市民に問い直す必要があることを率直に提起してきたことでもあります。

市が実施する事業の是非については、当局が立案をして議会が承認をすれば、今日の議会制民主主義の制度のもとでは問題は発生しないとされています。しかし、最近、この手続だけでは住民が納得しないという事例も、ダム建設の是非や大型公共事業の是非を巡って全国各地で住民の反発が生まれていることを見ても明らかであります。特に首長の与党が議会で多数を占めている場合、チェックが甘くなり、十分な検討や吟味が加えられないままに議会で承認される場合がないとは言えないのであります。

こうした問題の発生を未然に防ぐために、山形県では、長引く景気の低迷や税収の落ち込みなどによる財源不足なども踏まえて、効率的な行政運営を目指して政策評価システムを導入し、14 年度から試行していると聞いております。政策の策定や執行を、県民アンケートなどを実施することによって、行政の視点からではなくて、県民の視点に立って評価を行い、改善するものがあれば、県民の視点からの意向を反映させようというものとなっております。その詳しい内容や進め方、また、どのような成果があったのかは詳しくはわかりませんが、一つの試みとして一定の評価はできるのではないかと考えます。

昨年 12 月の質問の答弁で、このことに関して市長は、県とは事業規模も事業数もけた違いに少ないので、寒河江市では必要がないと思うと述べています。

しかし、本市でも、今回の市議会議員選挙で、私たちが現在寒河江市が進めている最上川緑地公園整備の中の、特にカヌー大会もできるという事業規模約 9 億円と試算されている親水公園構想について、その是非を問いかけてきましたけれども、随分と大きな反響が市民からありました。その大半が、市の財政が大変なときに、このような事業は見直すべきだというものでありました。

御存じのように、寒河江市は、窮迫した財政事情を踏まえて効率的な行政の推進を進めるとして、今年度から、市内 4 カ所の幼児学級を、幸生地区の住民から存続を求める要望なども出されていたにもかかわらず廃止したのを初め、旧来の事業の見直しや新規事業の採用などについても厳しいチェックを行っています。

そうであれば、大型のプロジェクト事業についても、これを聖域化せず、民意のくみ上げをシステム化して、誤りのない行政執行を目指すべきではないかと考えるものであります。とりわけ、クア・パークの現状や今後の進め方についてや、さきに述べた最上川緑地の水面広場、親水広場を建設することについてなどは、何らかの方法で市民の意見を聴取すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、実施計画に事業の予定が記載されながら、実際に予算化されないことについて改めて伺いたいと思います。このことについても何度もこれまで取り上げてきましたけれども、今回は一つだけ指摘をしてみたいと思います。それは、小中学校の耐震調査事業が当初で予算化されなかったことについてであります。

昨年来、私は、国内有数の規模と発生確率の高さが指摘された山形盆地活断層の存在とその対策の緊急制を取り上げてきました。とりわけ公共施設、特に子供たちが日中の大半を過ごす学校や保育所の耐震調査と、問題があれば補強工事を急ぐべきことを求めてきたのを受けて、実施計画に一定の事業化が図られたと考えたの

でありますけれども、実際には予算化されませんでした。5月26日に発生した宮城沖地震には私も大変な衝撃を受けましたけれども、そのことともかかわって、学校の耐震調査の予算化がなぜなされなかったのか、そのわけを伺いたいと思います。

次に、小規模修繕などの発注方法について伺いたいと思います。

今各地で、50万から150万円以下の建築、設備、土木などの小規模な市の事業の発注について、希望する業者の登録制度を設け、入札参加資格のない小規模な事業者の公共事業への受注機会の拡大を図っている自治体が生まれています。寒河江市でもそのような制度を検討する考えはないのか伺いたいと思います。

現在の寒河江市では、小規模な事業の発注はほとんど当該地域の事業者に、任意に担当事業課の判断で仕事を頼んでいるというのが実情ではないかと思えます。

福島市や秋田市では、指名業者になれないような小規模な自営業者にも公平に仕事が受注できるように道を開くために、小規模修繕契約希望者登録制度をつくっています。それによると、入札参加資格登録業者以外の市内に主な事業所を持つものであれば、だれでも登録できるようになっていて、50万円以下の事業が対象で、随意契約が可能なものに限定して発注しているようであります。

その発注方法は、事業担当課が登録してある名簿の中から地域性を考慮した上で、複数業者を選定して見積もり合わせの発注をしているとのこととあります。登録業者全員が受注の可能性があるとということで、これまで市の仕事などはとれないものとあきらめていた小規模事業者にも希望が出てくるというのがこの制度の大きな特徴であるようであります。検討の価値のある制度ではないかと思えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号8番、合併問題について伺います。

私は、昨年9月の一般質問で、一つは、現行交付税制度を堅持する大切さについて、二つ目は、合併論議とは本来別な次元の問題である財源問題が強引に結びつけられて語られていることについて、三つとして、自治体間の都市と農村を故意に対立させて、いわゆる非効率自治体論議が行われていることについて、4点目として、地方自治の精神に基づいた個性的な自治体づくりと逆行する合併論議などについて取り上げ、佐藤市長の見解を伺っています。

その後、寒河江・西村山地域では、経過を追って言いますと、昨年11月、合併に関する調査研究報告の取りまとめと報告書の提出がなされ、さらには、今年3月の定例市議会の施政方針で、寒河江市・朝日町・西川町、1市2町による任意合併協議会設立準備会について立ち上げていくその合意がなされたとの報告がなされ、その直後、寒河江市では市内8カ所で住民座談会が開催されました。さらに、5月15日付でその準備会の事務局の開設がなされたということとあります。

私たちにとっては、議員の任期切れを間近にした、いわゆる市議会議員選挙を挟んだ大変慌ただしい時期であったこともあり、十分な対応ができかねる状況にありました。

そこで、市長に、以下、順に伺います。

第一に、任意の合併協議会設立準備会の性格について伺います。

一つは、新聞報道によれば、ことしの7月にも準備会から任意の合併協議会へ発展させるとのこととあります。それまでに準備会の任務として掲げている3点の協議、調査は完了するということだと思われそうですが、それについてどうなのか伺いたいと思います。また、任意合併協議会では何を協議事項とするのか、その具体的な内容について伺いたいと思います。さらに、順調に推移すればということとありますけれども、法定協議会へと進むわけではありますが、そのためにクリアしなければならない課題は何と市長は考えているか伺っておきたいと思えます。

2点目は、私は、任意合併協議会設立、この協議会に参加するスタンスについて、寒河江市と西川町、朝日町では微妙に食い違うのではないかということを感じています。

一つは、施政方針で佐藤市長がこの問題に触れた部分によると、朝日・西川両町とともに合併を目指すこと

で合意をしたと。それで任意合併協議会設立準備会を設置するというものでした。新聞報道もこの線でなされています。

ところが、朝日町では、このことについて議会への報告がなかったとして紛糾したと聞いていますし、西川町では、寒河江市の発表や新聞の報道内容は事実と異なるとして、町議会や町の広報誌で西川町のこの問題の考え方を発表しています。西川町の広報誌によりますと、任意合併協議会設立準備会やその後の任意合併協議会に参加するのは、あくまで合併しない西川町の姿と合併した場合の西川町の姿の両方を探り、その後住民座談会を進め、最終的には住民アンケートなどによってそのどちらに進むかを判断するための情報が必要だから参加するのだとしています。

5月23日と24日に掲載された山形新聞の1市4町の首長による座談会でも、近松西川町長の発言はそうした立場に沿ったものだったようです。清野朝日町長の発言も、2005年3月という前に、まずは勉強というものでした。両町とも最終的な判断は住民アンケートを実施してというものです。

私は、こうした事実を踏まえれば、寒河江市が市民に対して任意合併協議会設立に向かう1市2町の共通した認識について正確な説明を行うべきだと考えますが、この点について佐藤市長はどう考えているか伺いたいと思います。どうにも先に合併ありきのような今の寒河江市の宣伝は、どうも事実と違うと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

3点目として、政府は、合併特例法の概要、いわゆる合併特例法に対する説明の文書の中で、合併協議会は合併の是非も検討する場でもあると紹介しています。であるならば、任意協議会設立準備会や任意合併協議会はさらに緩やかな取り決めでもいいはずであります。任意合併協議会設立準備会規約や、これから設置されるであろう任意合併協議会での協議検討事項の中に合併の是非の検討も加えるべきだと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市民投票の実施について伺います。

寒河江市は、去る3月10日から31日にかけて、市内8カ所で寒河江・西村山地域の合併を市長とともに考える地域座談会を開催していますが、その結果はどうだったのか。参加者の人数、職業や年齢構成、男女の割合、発言内容など、市民の反応への評価も含めて、市長の見解を伺いたいと思います。

また、市民への情報提供の徹底についても伺いたいと思います。

第一に、そもそも合併は不可避だと佐藤市長は考えているようでありますけれども、合併のスタイルをどう考えているのか。対等合併なのか、編入なのか。市長自身の考えはどうか、寒河江市としての基本的なスタンスはどうか伺いたいと思います。

さらに、最低でも次の情報を速やかに市民に提供すべきだと考えます。第一に税金、それから福祉、それから公共料金などの具体的な各自治体の施策の行政レベルに差がある問題について、これをどう調整するのか。その基本的な考え方、調整の原則を明示すべきだということです。

2番目は、スケールメリットの最大のものは人件費を含む経常経費の削減にあると言われておりますけれども、それが実施された場合の寒河江、朝日、西川へのそれぞれの職員の配置はどうなるのかということでもあります。

第3に、学校、病院、図書館など公共施設の配置の基準はどうなるのか。その物差しを明示すべきだと思います。それについて市長はどう考えているか伺いたいと思います。

これらの情報提供は積極的に行うべきでありまして、その上で、適切な時期を選んで、合併の是非も含めた市民の意識調査や住民投票を実施すべきだと考えますけれども、このことについて市長の見解を最後に伺って、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まず、1 番目の財政問題と事業の取捨選択の件でございます。

本市の事業の計画推進につきましては、振興計画で示した方向性と施策の具現化に向け具体的な計画や事業の選択を行い、それを実施計画に登載し、3 年間のローリングを行いながら実施に移しているところでございます。実施計画の策定に当たりましては、振興計画で示した施策はもちろんのこと、地域から出てきた意見、要望等、さらには費用対効果なども十分検討し、事業の取捨選択を行い、策定した原案を議会全員協議会で御協議をいただいております。

実施計画に載せる場合においては、昨年 12 月の一般質問でも答弁申しあげましたが、新規事業で地域住民の賛同を得なければ事業化のできないようなもの、例えば区画整理事業や学校建築事業、受益者の負担を伴うような事業、さらには地域住民と一体となって実施するような事業については事前に説明会等を行っています。そして、実施計画をもとに編成した新年度の予算につきましては、例年 4 月 5 日号の市報に施政方針とともに主な事業も列記し、周知を図っているところでございます。

また、各種団体から寒河江市のまちづくりについての講話などの要請を受けますが、そのときには、実施計画なり、施政方針なり、そのときの特に話題となっている課題などについて話をし、また、疑問に答えるなどをしながら、御理解をいただき、市民と共有するまちづくりを進めているところでございます。特に目玉となる事業や大規模プロジェクトなどについては、一方的な物の見方ではなく、総合的な目で見た事業の必要性などを話すわけですが、市民の皆さんからはよく理解していただいていると思っております。市民の方々は、本当に寒河江市の状況を知ってくれております。

このように、事業の計画実施に当たっては、常日ごろのいろいろな活動の中から、十分に民意の把握を行っており、また、市民の方々もそれをよく理解してくれておりますので、民意くみ上げの新たなシステム化については考えていないところでございます。

次に、事業の取捨選択のことでございます。

特に、小中学校の耐震診断事業の予算化についてでございます。

御案内のように、実施計画は、計画初年度の前年の 11 月に策定しておりますが、その後示される国の地方財政計画や市税の歳入見込みなどによりまして、財源の見通しが変わり、予算編成時において変更を余儀なくされる場合がございます。

御質問の小中学校の耐震診断事業につきましては、平成 15 年から 17 年までの実施計画に登載しております。その中で、耐震診断を必要とする学校数が 7 校と多いことから、3 カ年計画での対応とし、1 年当たり 945 万円の事業費を見込んでいたものでございます。その後、この件について文部科学省の説明会が実施されるとの情報がありました。情報によりますと、説明会は新年度になってからで、内容によっては耐震診断の方法も変わる可能性があるとのことでした。このことから、この予算につきましては、当初予算には計上せず、説明会の後で検討することとしたものでございます。この説明会は、つい先日、5 月 30 日に実施されたところであります。今後の予算化につきましては、その内容をもとに検討していきたいと考えております。

次に、小規模修繕などの発注方法でございます。

本市における入札に係る業者指名につきましては、適正な公共工事を進める観点から、市の規則や規程などに基いて、130 万円以上の工事については指名競争入札参加有資格者として登録している業者の中から選定しているところであり、その中で、特に 250 万円以上の工事については、市の指名審査会において審議し決定しているところでございます。

また、随意契約が可能とされている 130 万円未満の工事につきましては、基本的には登録している業者の中から選定していますが、ごく小規模な修繕工事につきましては、登録していない業者への発注も可能としており、その選定に当たっては、工事発注担当課の方で、修繕の規模や地域性などを加味して決定しているところでございます。

次に、小規模修繕工事に対応する希望者登録制度の創設についてでございますが、これを実施するに当たりましてはいろいろの課題があるのではないかと考えております。

まず、登録する際に、建設業の許可を得ていない一人親方などの能力を何で確認するのか難しい面がございます。建設業法に基づく経営事項審査総合評点などの客観的な判断基準がないのがネックになります。また、より確実な施工を期すことが求められる行政の工事等の発注においては、もし新しい制度を設ける場合となれば、資格を有する登録業者を排除し、新たに登録された小規模事業者、つまり建設業の許可を受けていない事業者を優先して指名することには無理があります。どうしてもこれまでの工事实績や技術的な信頼度が選定基準となり、制度の導入が必ずしも小規模事業者の受注の拡大につながるのかどうか疑問があります。

今申しあげましたとおり、本市では、小規模修繕の発注につきましては、登録業者を基本としながらも、それ以外の業者に発注することについても現段階において可能としております。また、現在も、小規模事業者で組織する事業協同組合につきましては、要件を満たせば有資格者として名簿に登録しており、発注の対象としております。このことから、小規模事業者の受注機会は、現行制度の中でも確保されているものと考えております。

以上のようなことから、小規模修繕工事に係る希望者登録制度の創設につきましては、現時点では考えていないものでございます。

次に、合併問題について何点かの御質問がございました。

まず、合併協議会のことでございます。これは、市町村の合併の特例に関する法律第 3 条によって、市町村の合併をしようとする市町村は、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会、いわゆる合併協議会を置くものとするということに規定されております。この合併協議会も地方自治法第 252 条の 2 の規定により設置される協議会であり、設置に当たっては、同法による手続が必要であります。

つまり協議会は関係市町村の協議により規約を定めなければならず、この協議には関係する市町村の議会の議決が必要となっております。このように法律に基づき設置される合併協議会が一般的に法定合併協議会といわれているものであり、合併しようとする場合には必ず設置しなければならないものでございます。

この法定協議会に対し、議会の議決を必要とせず、文字どおり任意に設置される協議会が一般的に任意合併協議会と言われております。任意合併協議会は必ず置かなければならないものではありませんが、法定合併協議会設置の議決を得る前に、合併に関する十分な調査や合併後のビジョンなどを検討するなどのために任意合併協議会が設置されているようでございます。

これまで合併を進められてきた団体の多くは、任意の合併協議会を設立し、その後法定による合併協議会に移行された例が多いようであり、1 市 2 町でもそのような手順を踏まえ進めていこうとしているところでございます。寒河江市、西川町、朝日町は、任意合併協議会の設立を前提として、平成 15 年 5 月 15 日に任意合併協議会設立準備会を設立したものでございます。

この準備会は、任意合併協議会の名称、設立時期、規約、組織体制などの基本的な事項を協議することが主たる目的であり、まさしく任意合併協議会設立の準備のための準備会であります。5 月 31 日に準備会委員長より 1 市 2 町の首長に対し準備会のまとめた協議内容の結果が報告されたところであります。

次に、西川、朝日の町長とスタンスが違うのではないかとというような御質問がございました。

3 月の定例会において、平成 15 年度の市政運営に臨む基本理念と施策の大要を私は申しあげたわけでござ

いますが、その中での合併に関する部分については、2月28日に開催された西村山広域行政事務組合の理事会において合併問題が協議された協議結果を踏まえた内容と、それから、市長としての考えを述べたものであります。市長の考えとしては、今年度の早い時期に任意合併協議会、さらには法定合併協議会を設置し、合併特例法の期限内の合併を目指して精力的に取り組んでまいりたいことを述べたものでございます。

それから、合併の是非を検討する場として考えてはどうかというような御質問がございました。

今申しあげたとおり、任意合併協議会設立準備会は、任意合併協議会を設立するということを前提に、設立のための基本的事項、いわゆる任意合併協議会の名称、設立時期、それから規約、組織体制などを協議するための準備会でございます。したがって、準備会の任務の中に合併の是非の検討をも加えるということは、準備会の趣旨からしてあり得ないのではないかとおもうところでございます。

それから、地域座談会をやったわけでございますけれども、その結果についてでございますが、本年3月に市内8地区で寒河江・西村山の市町合併を考える地域座談会を開催いたしました。その参加者数は合計で256名で、うち男性が243名、女性が13名でありました。職業や年齢構成については、座談会において参加者の記名を求めたわけではございませんので把握しておりませんが、年齢については幅広い層であったと思っております。

参加者の主な発言内容でございますが、4月5日号の市報に一部掲載したところでございますが、多く出された意見としては、西村山1市4町の合併を進めてほしい。1市4町が無理なら、せめて大江町を含めた1市3町で進めてほしいというものでありました。飛び地解消の問題もあり、大江町との関わりが多くありました。

そのほか、合併後の具体的なメリット、税率、消防などの広域行政、支所の設置の質問も出されました。その他、少数でありましたが、合併により町の住民サービスが低下しないかという質問や、住民アンケートに関する質問などが出されました。これらの質問に対しまして、大江町長は合併を前提とした話には参加しないし、時期尚早と言っており、また、門戸は開いてほしいという発言をしていることや、合併後のいろいろな課題については、合併協議会の中で十分協議していくことであると答えておるところでございます。

それから、合併のスタイルについての考えのお尋ねがございました。対等、新設か編入かどうかということの質問でございますが、合併協議会は、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成とその他市町村の合併に関する協議を行う場であり、市町村建設計画と合併協定書が作成されるものでございます。

合併協定書にはおおむね20ないし30の合併協定項目が示されることになっておりますが、その協定項目の中で、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置の基本4項目が重要な項目と言われております。この重要な合併の方式につきましては、当然合併協議会の中で十分議論されるべきものであり、任意合併協議会の場においても協議がなされるものと考えております。

次に、具体的な行政施策について情報提供ということがありました。

先日の5月31日に、任意合併協議会設立準備会委員長より1市2町の首長が準備会の協議の結果報告を受けたところでありますが、その報告をもとに1市2町の首長で任意合併協議会について協議した結果、7月上旬の任意合併協議会設立を目指し準備を進めることとしたところでございます。

御質問の税、それから福祉、公共料金、病院などをどのようにするか、具体的なことなどは、すべて合併協議会の中で協議されるものでありますが、その前段の任意合併協議会が設立されれば、これらの項目についても十分に事前に任意合併協議会で協議されていくこととなります。また、任意合併協議会の協議結果等につきましては、任意合併協議会だよりの発行などを行って、逐一1市2町の住民に対し情報を提供していく考えでございます。

それから、市民の意識調査や住民投票の質問がございました。

住民投票のことでございますが、住民投票制度は、住民参加の機会拡大のために有効と考えられることもございますが、我が国の地方自治制度は、議事機関としての議会及び執行機関としての長を置き、議会の議員、

長とともに住民が直接選挙すべきこととしており、これら住民によって直接公選された代表による、いわゆる間接民主制を基本としておりますので、住民投票制度はその法的効果などについても慎重に検討をすべきと思っておりますので、私は、合併の是非の判断に住民投票制度を活用する考えは持っていないところでございます。

また、市民の合併の意識調査であります。市町村合併は市の将来を大きく左右する問題でもあります。そのため、昨年市報において、6回、市町村合併を考えるシリーズとして情報を提供してきたものでございます。中でも、2月5日号のシリーズ5回目には、市長の考えを掲載したところでございます。

さらには、地域座談会を設定して市民の意見を聞くとともに、合併の必要性と、さらには西村山郡における本市の立場、西村山地方の中核都市としての役割、いわゆる西村山地方全体の発展を担う使命と責任の必要性を訴えてまいりました。今後合併協議会が設立され、その中で現実的な合併後の将来像が示された段階で市民の意向を聞くことも考えられますが、今の段階でのアンケート調査等の実施は考えておりません。以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休 憩 午後2時48分

再 開 午後3時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 2 問を行いたいと思います。

市長の答弁が非常に早口で、メモをとるのが大変で、余り聞き取れなかったところもたくさんあったりして、もう少しゆっくりしゃべってもらえると助かるなというふうに思いました。これから気をつけていただきたいと思います。

この事業のいわゆる再評価の問題については、やはり全国的にいろいろテーマ、課題になっておりまして、何も寒河江市だけの問題ではないわけですね。特に、本市の場合ですと、さきの市議選で私たちはホームページにもかなり大きく掲載しましたけれども、同時に、私たちが配付したチラシや街頭での演説、あるいは個人演説会での話等々を通して、その話が非常に評判を呼んだというのが実際であります。

それで、じゃあ、数的にどういうふうにそれがあらわれたかということで言いますと、得票率が前回 4 年前は 10% ちょっとだったんですけれども、今回は投票率が非常に低い中で 11% になった。共産党の 3 人の議員だけで全体の投票者数の 11% になっているということなどから見ましても、やはり一定の説得力のある話を私たちはしたと確信をしています。

特に緑地公園の池を掘る問題については、もし確信を持って進めるのであれば、やはりもう少し行政としてわかりやすい説明を市民にすべきなのではないかと。何となく概算予算で 9 億という発表しか出ていないし、具体的な内容についても十分な説明がなされないまま、既に掘削作業が始まっているわけでありまして、やはりこういうのが一番問題なのではないか。そんな金があるんだったら、中学校給食ができるお金が出てくるのではないかという非常に率直な意見もたくさん出ました。

事業のいわゆる正否、あるいは事業が妥当であるか否かという判断は、やはり住民に問いかけ直すという作業を常にやらないと、特に大型の事業の場合は、その後のメンテナンスの問題もありますので、大変な金食い事業になるわけですので、そのこのところをやはりきちっとした物差しを行政として持つべきではないかということで提起したわけでありまして、すべてがだめだとかいうことではなくて、やはり一つ一つの今問題になっているような事業について市民に問いかけるということも、行政をあずかるものの立場として当然やらなければいけない仕事の一つなのではないか。

それから、クア・パークにしても、事業が用地提供されてからもう何年となるわけですが、ほとんど進出事業者が見当たらない。これは、単に景気が落ち込んでいるという理由だけではもう説明がつかない事態になっているわけです。そういうことについても余り鈍感になってはいけないと私は思います。やはり市民の知恵をここに来てかりるという大胆さも必要なのではないかと考えて取り上げたわけですが、木で鼻をくくったような答弁でありまして、余り前進が見られなかったと言わざるを得ません。

それから、実施計画と実際の予算化の問題では、昨年来、文部科学省はこの耐震事業については調査をやりなさいということをお口を酸っぱくして各地方自治体に言っていたわけですね。ところが、実際には、国の予算をつけない。勝手にあなた方お金を出してやりなさいというようなスタンスはずっと続いていたわけです。それで、我が党の国会議員もたびたびこの問題を国会の場で取り上げて、国として口を出すだけでなくて予算も出しなさいという提起をしておりますけれども、そういう事情は基本的には変わらないのではないかなと思っています。何か変化があったのかどうか。

こういう緊急なものについては、自腹を切ってもやると、そういういわゆる判断力といいますが、こういう場合の、自治体をあずかる者の決断力が必要なのではないかと。現に、この前の 26 日の地震では、庁舎あるいは文化センターのガラスがひびが入ったり割れたりという事故も起きているわけですが、これがもし学校だったらと考えますと、ぞっとしますよね。それ以上に大きな規模の地震が、直下型、この山形盆地活断

層には隠れているというふうな国の地震調査委員会の報告でありました。

そういう意味では、いつ起こるか分からないけれども、そして起こることを防ぐことはできないけれども、被害を最小限に抑えることは行政の力でできるというのが私たちの考え方でありまして、そのための最低限の調査ぐらいは、900万円ぐらいのお金はどこからでもひねり出せるのではないかと私は思っています。文部科学省がどうのこうのとかという前の次元の問題ではないかと思えます。しかも簡易診断ということで、比較的安い値段でできるという方法もあるようでありまして、このぐらいは市長の決断でやってしかるべきでないかと思えます。

次に、小規模事業の問題ですけれども、市長の説明によりますと、どうも聞き方の問題なのかもしれませんけれども、130万円以上からはいわゆる登録業者でやると。それ以下についても、登録業者に主に発注しているということで、いわゆる無登録業者が入り込むと、登録業者が仕事なくなると、取ることになるという説明だったようにも聞こえたんですけれども、今市内で多くの方が、いわゆる一人大工とか、一人建具屋とか、一人佐官屋さんとかいうのが結構おります。これが登録しているかしていないかというのはそれぞれの判断の問題でありまして、実際に営業していることには変わりないわけですね。そういう人たちにも道を開くのがこの小規模事業の登録制度なんでありまして。

そのすき間に手当てをするのが、50万円以下の修繕事業とか、簡易な補修事業とかいう制度でありまして、これは説得力が非常にありまして、今、福島、秋田では既にやっているという御紹介を先ほどしましたけれども、ことしから岩手の盛岡市、それから同じく福島の須賀川市でもこの制度を発足させたという報道に接しました。これをもう少し検討してくださいよ。私、資料がありますので、これを後ほど担当の方にお渡ししておきますので、この実施要綱、あるいはさまざまな実際の登録の仕方等の資料がありますので、これを検討の材料として見ていただいて、判断していただくというふうにしていただきたいと思います。

例えば、登録業者でないと、いわゆる建設業の登録とかでないと、仕事がちゃんとできるかどうか分からないなどというのは、この地域地域で判断すればだれでもわかることなんですね。そういう意味では、余り説得力はありませんので、ぜひよその自治体の例を参考にして、調査していただきたいと思います。要するに、検討の価値のある問題ですので、よく調べた上で、後日でいいですから、再度お話を伺いたいものだと思います。

次に、合併問題ですけれども、いろいろ言いましたので答弁漏れもありますけれども、一つは、一番の問題は、スタンスの問題で苦渋に満ちた発言をしているわけですね。西川の近松町長にしても、朝日の清野町長にしても、合併はしたくないんだと。したくないけれども、金がないからなとか、あるいはいろんなことをあちこちで発言しています。こういう悩みと苦しみを心に寄せて、寒河江市がどう向かっていけるのかというのが最大の問題でありまして、何か最初に合併ありきみたいな居丈高なスタイルで寒河江市が臨んでいくことの、それはそうでないかもしれませんが、少なくとも発表になっているものとかを見る限りではそういう感じなんですけれども、そうでない、もっと気持ちを一つにしたような取り組み、勉強が必要なのではないかなと思います。

どうやら寒河江は、この西郡のいわゆる中心都市として西郡の振興と発展を担っていく責任があるなどというふうで大上段に構えて、だから合併をしなければいけないんだということでは、理屈ではわかって、頭ではわかって、体がついていかない。よその町ではそう思う人たちも出てくるかもしれませんし、実際にそういう声が西川町の広報誌を見ただけでもわかるわけでありまして、やはり非常に緩やかなスタンスで西川町などは進もうと考えているようでありまして、それに追い打ちをかけるような寒河江市のやり方ではないように、もっと謙虚なやり方で話をしていく必要がある。これは、合併後にもその問題は尾を引きますので、万が一合併したとしても、そういう障害が残るようなやり方はすべきでない。

両町とも住民アンケートを最終的な判断の基準にしたいと言っているようでありまして、これは多分法定協議会に移行する前の段階でやられるのではないかなと思いますけれども、寒河江市も当然それに合わせて住民

アンケート、あるいは、市長は投票はしたくない。これは法的拘束力はありませんけれども、アンケートなし投票で、市民の意思確認をする必要があると思いますけれども、寒河江だけ一番最後とかというわけにはいかないのではないかと思います。

それから、合併協議会の中で、私は二つ言ったんです。任意合併協議会の設立準備会規約と、それからこれから設置されるであろう任意合併協議会の検討事項に合併の是非の検討も加えるべきでないかという質問をしたんですけれども、これは事前に通告してある文書の中にも資料があったと思うんですけれども、そういう意味で聞いたんです。ですから、総務省が出している説明書の中でもそのことには触れてありまして、この合併協議会の中では合併の是非についても検討していいんだよと、そういう概要の説明がありますので、余り縛らないで、もっとフリーに議論する、そういう中身にこの協議会をしていく必要があるんでないかという趣旨での質問であります。余り角々を取り上げないで、全体の意図をよく踏まえて答弁をお願いしたいなと思います。

それから、一生懸命市民にも説明はしたということで、8カ所で256人。1カ所当たり平均すると30人程度なんですけれども、これを見ると、私も参加した人の話もいろいろモニターで聞いたんですけれども、この問題についてはやはり全体に浸透していないなという感じがします。座談会の来た人の顔ぶれ、あるいは構成を見ますと、まだまだ、まだまだ浸透していない。幾ら市報で呼びかけても、特定の人は一生涯懸命読んだり判断したりするんでしょうけれども、大半の市民は余り関心を持っていないのが実情でないかなと思います。

そういう意味では、もっと何か工夫をして、市民に浸透する手法を考えるべきではないかと。これは大事な問題ですので、行政のトップの人たちや一握りの人たちが強引に進めるのではなくて、住民とともにこの問題は考えながら進むという手法をとるためにも、もっと徹底した情報の開示、あるいは市民が理解しやすいような手立て、機会の設定等を多く設けるべきではないかなと思います。

それから、一つの合併についての基準と申しますか、物差しと申しますか、ひところ陽子さんも言いましたけれども、サービスは高い方に、負担は低い方というのが合併の基本的なスタンスだという説明が当初あったんですね。ところが、後半の説明会での資料等にはその問題がなくなってしまっています。そうすると、一体合併でそういう問題はどうなるのかと疑問を持っている方もいるわけでありまして。

それでお伺いしたわけなんですけれども、税金とか、福祉レベルとか、それから、例えば介護激励金なんていうのは西郡だけでもすごい開きがあるわけです。そういうものを一体どうするのか。そういう基本的な事柄、しかも市民が一番関心を持っているような問題について何もこの間示されていないんです。そういう点では、情報開示の一番肝心なところがなされていない。これは、しかも任意協議会等で検討することだからということで先送りされているということで、肝心なことがさっぱりわからないまま進んでいるというのが現実であります。

それで、例えば寒河江市としてはこうなのだよというような、こういう問題に対する寒河江市としての臨み方というのがあるのではないかと思います。だから、サービスは高い方、負担は低い方という基本で寒河江は行きますよというふうな基本的なスタンスを、リーダーとしての寒河江市であればあるほど、そういうことを明示しながらこの問題を進めていく必要があるのではないかなと思います。そういうことを伺いたかったわけなんですけれども、基本的なスタンスを伺いたいというのはそういう意味です。

それから、スケールメリットについても同じであります。西川町とか朝日町の人たちが非常に心配しているのは、役場職員がほとんど西川町にはいなくなるのではないかと、あるいは学校なんかもどんどん統合されてしまって、地域的なまとまりが、町としてのまとまりがなくなってしまうのではないかと、それが事実かどうかは別にして、そういう不安が今一人歩きしています。

そういう合併がもたらすものについて、いや、そうじゃないと、あるいはそのとおりだというようなことを、やはりいわゆる隠し事なく言い合うようなことがないと、このスケールメリットが一人歩きする。つまりスケ

ールメリットで議員も減る、職員も減る。無論、親方、長も減る。だから 20 何億浮くんだよとか、そういう説明ですけれども、じゃあ、具体的に、朝日町なら朝日町、何人の議員になって、そして何人の職員になって、出張所はこうなるとかいう姿を示さなければ、判断の仕様がわからないわけです。そういうのがスケールメリットだスケールメリットだと言葉だけが一人歩きして、あるいは金額が一人歩きして、具体的には、じゃあ、その結果こうなるんだという説明がなされなければ、スケールメリットと一点張りで世論をつくっていけると思ったら大間違いでありまして、もう少し具体的な中身を明示すべきだと思います。

同じく、病院や図書館はどうなるんだというような問題も出てきます。これも直接多くの住民が強い関心を持っている問題でありまして、そういうものについてもやはりきちとした判断の基準を持つべきではないかと思えます。これらの問題に非常に不安がっているために、西川町長のスタンスも、朝日町長のスタンスも、17 年をめどということに関しては非常に慎重だと、発言も非常に慎重だということだと思います。そういう点で 2005 年という合併特例債の期限、特例法の期限の前に、まずは勉強と言っている朝日、西川の人たちの気持ちや立場に沿った進め方をやらなければいけないのではないかと思います。あくまでも、余りにも強引なやり方だけはしないというのが私の基本的な見解ですけれども、ぜひそこら辺の寒河江市としての考え方、物差し、スタンスをぜひ明示してほしいと思えます。

それから、議会のいわゆる議決を必要としない任意協議会ですので、それが一人歩きする前の段階で、そういう基本的な考え方を、寒河江市長としての考え方を明示すべきだと思いますので、ぜひ改めてそのことをお聞かせいただきたい。

それから、意識調査の問題にしても、遅くない時期にやる必要があると思えます。ただ情報がないままやられたのでは、どういうふうに判断していいかわからないという市民もたくさん出てきますので、それは十分な啓蒙期間を置く必要があると思えますけれども、少なくとも法定協議会に移行する前の段階でやる必要がある。そのことだけは私は思いますが、それについての市長の見解も伺いたいと思えます。

以上で、第 2 問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 事業の再評価とか、事業の取捨選択のことでございましたが、施政方針等々でも、あるいは私も何回となくこれまでのあらゆる場におきまして話を申しあげておるわけでございますけれども、厳しい状況の中で自治体が自立していくことを考えるならばどういう道を選ぶかということ念頭に置いて、常に離れないわけでございまして、そういう意味におきましては、ことしの施政方針におきましても、15 年度の方針というようなものを、転換の中から将来の展望を開いていくんだということを申しあげておるわけでございまして、ですから、見直しはしなくてはならない、あるいは改革はしなくてはならない、あるいは寒河江・西村山の将来を考えた場合にどうするかということを考えれば、市町村合併も十分に視野に入れてこれから対応していかななくてはならないということを申しあげておるわけでございまして、それから、そういう気持ちの中で取捨選択をしながらやっておると言っても私は過言ではないんでございます。

それから、どうも、何もするなかにもするな、厳しい厳しいということでは、全国あらゆるところが閉塞感に陥って、希望も夢もないようなことでは困るのではないかなと私は思います。そういう中で、将来に対しての事業というものに対しましても、事業を示しながら、そして市民の理解を得まして、そして寒河江市の活性化と、あるいは地域の活性化ということを図っていかななくてはならないと私は思っております、そういう中での大規模プロジェクトというものを考えておりますし、将来の芽というものをこういう中に出していかななくてはならないと思っております。それが、議員からおっしゃれば、そんなものは不必要な話ということになるかと思っておりますけれども、私はそう思っております、私もいろいろ市民の意見を聞きながら進めてきておりますので、これまでも今申しあげたような考え方で進んでいこうと思っております。

それから、耐震構造の調査のことでございますけれども、やはりこれは、いろいろ情報を集めて、そして貴重な財源をうまく使うというのは執行者としての責任でございまして、これは市民に対してそうしなくてはならないと私は思っております。ですから、たかが 1,000 万円だから使っていけると、私はこういう考えはとりません。そういう考えはとりません。

これは、4 月 16 日の新聞の記事でございますけれども、文部科学省の調査研究協力者会議の結果が出ておりますけれども、建築士らが耐震化の優先度を判定する仕組みを導入するよう提言したと。そういうことで、そして報告は、建物の柔軟性などの要素も加えて 7 段階の緊急度ランクを作成して、これをもとに倒壊や大破のおそれのある学校から改築や補強などの事業を実施するよう求めたと。そして、計画的に事業を進めるよう周知し、事業費の半分から 3 分の 1 を補助するということが新聞にも出ておるわけでございまして、先ほど答弁申しあげましたように、そういう話があったということでございますから、こういう事業というものをとり入れながら、やはりやるならばやる、あるいは検討するなら検討するということにしても、私は、本当に有効な財源の使い方であり、着実な方法かなと思っております。

それから、小規模修繕のことでございますが、答弁が早口でわからないから受け取れなかったということがあるかと思っておりますが、もう一度そういう意味で申しあげたいと思っております。

いわゆる資格を有する登録業者を排除し、新たに登録された小規模事業者、つまり建設業の許可を受けていない事業者を優先して指名することには無理があるのではないかと申しあげております。

それから、小規模修繕の発注につきましては、登録業者を基本としながらも、それ以外の業者に発注することについても現段階において可能としております。さらに、現在も小規模事業者で組織するところの事業協同組合については、要件を満たせば有資格者として名簿に登録して発注の対象としております。ですから、十分小規模事業者についても配慮した考え方で運営をしているんだということがおわかりではないかなと思っております。

それから、合併のことでございますが、準備会と協議会の、任意協議会と合併協議会の性格につきましては、

先ほど申しあげたとおりでございます、特につけ加えさせることはなかろうかなと思っておりますが、さらに、朝日、西川町長との説明に微妙な食い違いがあるのではないかなということでございますけれども、私は、これまで1市4町、そしてまた1市2町との首長との間で話し合われたことを、それをもとにしましてこういう市報等に載せたりしておるわけでございまして、両町長さんがどのような場において、自分の場においてどう申しあげましたか私は言える立場ではございませんけれども、私は、少なくとも1市4町の首長、1市2町の首長間で取り決めしたことを申しあげており、そしてまた、こういう市報等にも載せて情報を提供しておるところでございます。

それから、何も議員がおっしゃるように合併ありきということで私は進んでおるわけではございませんでして、あくまでも合併に前向きの町との話し合いでここまで来ておるわけでございます。私も最初から、合併に前向きな町と話し合いはしましよと、そして合併に向けて進めまじよと、こういう姿勢で来ておるわけでございます。全くそれでございます、朝日、西川町もそういう考え方で取り組んでおりますので、それと一緒に進んでおるということでございます。これは御理解いただかなくてはならないことでございます。

それから、合併協議会の是非の問題を取り上げてはどうだという話でございましたけれども、準備会の趣旨等々から申しあげましても、これはあり得ないことでございますので、これはおわかりいただけるかなと思います。

それから、座談会をやりましたけれども、先ほど申しあげたような参加者でございまして、話し合いはスムーズに行われたし、そしてまた、私たちの言うことも十分おわかりになって、先ほど申しあげたような御意見なり、あるいは市報に登載しましたような御意見が出されたことはそのとおりでございます。ですから、その中で特に合併に反対だという御意見というのは一つも出なかったというように申しあげたいと思います。

それから、具体的な事項とか、あるいは寒河江市のスタンスとか、あるいはスケールメリットというようなものを、寒河江市としてどうかと、あるいは市長としてどうかというようなことを話すべきではないかということでございますけれども、これは全く、市としてのこの考え方とか、どう思っているかというのは、これは協議会の中で議論すべきことで、協議すべきことでございます。あくまでもこれを寒河江市として出すということになるならば、それこそ議員が言う謙虚な態度を失っているのではないかとされるものだろうと思っております。これはみんなで協議することでございますから、こちらから最初に出してしまったら、かえっておかしくなります。混乱を招きかねない。

それから、アンケートとか住民投票につきましては、先ほど答弁申しあげたとおりでございます、現段階におきまして、そうする気持ちはございません。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 売り言葉に買い言葉、大いに結構なことだと思いますけれども、まず合併の問題から、じゃあ。

西川町では、設立準備会の設立が決定した後、しかも新聞に報道されたことを受けて、4月の町報でこういう便りを町民の皆さんに出しています。これはもう恐らく企画課長も見ていますけれども、Q & A形式でやられていますけれども、寒河江市・西川町・朝日町の1市2町では、任意合併協議会設立準備会を設立し、2005年3月までの合併を目指すという新聞に出しましたが、座談会で説明した内容と違うのではないですかという質問。これは町民からの質問で出されました。それに対するアンサー、いわゆる答弁の中で、新聞の報道内容は西川町の意味とは違います。町の考え方は座談会で申しあげたとおりですということで、先ほど私が説明したようなことをずっと説明をしています。

この違いは大きいんです。つまり、いわば基本的な段階で、合意した段階で、もう既にかかなりの違いがあるわけです。西川の近松町長は何か広域の話し合いのテーブルを起こしたとかという話も聞いていますけれども、テーブルを起こして、それを議会にその内容を即伝えたとかということで、躍起になって新聞に書いてあることとは違うんだということを説明したなどという話も、事実かどうかわかりませんが、そういう話も聞いています。こういうふうに、もう少し腹を割って話し合っていけば、そんなこともなかったのではないかなということを私は言いたかったんです。

寒河江市のいわばリーダーとしての面目躍如な点は、合併によってこういうふうによくなりますということであらかじめ示すことなんです。それこそが寒河江市が果たし得る役割なんです。それは、出しゃばっているわけでもないんです。合併するとこういうふうによいことがありますよということ、リーダーである寒河江市が言わなければだれが言うんですか。三者が集まって協議しても、これはどうなりますかね。リーダーがいなければどうにもならないのではないですか。

そういう点で、私がさっき言ったように、例えばスケールメリットによって西川町はこうなりますよ、朝日町はこうなりますよ、寒河江はこうなりますよ。だって、実際にスケールメリットを出しているわけですから。何十億という金が浮きますよということ、このスケールメリットで言っているわけでしょう、説明している中で。それが、じゃあ、具体的にそれがどうなるんですかと。これが、幾らでしたっけ、いろいろありますけれども、いろんな資料があってよくわからなくなりましたが、そういうふうな問題はあるんですから、それを裏づける説明が当然なければいけないんです。

市長、座談会で反対する人は一人もいなかったなんて言っていますけれども、賛成も反対もしようがないんです。わからないんですから。合併してどういう姿になるのかわからないんですから、これは何とも言いようがないんですね。そういう当たり前のことが当たり前でないと思っていることがおかしい。そういう点で、やはりもう少し冷静にこの問題は見ていただきたいなと思っています。

それから、小規模事業者の問題ですけれども、実際にその地域地域で建設労働組合などに入っている仕事も来ない。そういう人がたくさんいます。市の発注する仕事も来ない。どこに回っているんだろうという疑問を持っている方もたくさんいるようでもあります。そういう意味では、みんなが登録できて、一番肝心な点はそこなんです。みんなが登録できる。寒河江市内で商売している人であれば、みんなが、資格業者であろうが、建築業法という資格を持っていようが、持っていまいが、みんなが、商売している人が、商売している人もそうなんです。同じです。寒河江市内で自営業を営んでいる方、事業をしている方みんなが登録する権利がありますということがみそなんです。そして、無論入札の資格を持っている方は除きますけれども、それ以外はみんな、零細な方も登録すれば仕事が発注される可能性があるという仕組みをつくりましょうという提案なんです。

これは、別に 140 万円以上から 250 万円までの間の人たちの仕事を取ってしまうなどということではなくて、もっと零細な事業、50 万円ぐらいの、福島ではそうですね。50 万円未満の事業については、登録してある業者の中から、登録を希望できる人はみんな登録できますよということとは前提なんですけれども、その人たちの中から、業種や地域性などを考慮して発注をする、見積もり合わせをとるといようなやり方を始めたんです。そうしたら、これまで市から仕事などももらえなかったような人たちまで、あまねく仕事が行き渡るようになった。それがすべてではありませんけれども、そういう制度なんです。

ですから、市長の言っていることも分かりますよ。ですから、福島とか秋田とかの例をつぶさに検討してみたらどうですかということを行っているんです。だから、ここはやはり度量の問題ですよ。そこをやはりよく調査してもらって、ぜひ、やるかやらないかも含めて検討してもらえばいいんです。そういう提案をしているわけですから、そこをぜひそういうふうに進めていただきたい。

それから、耐震調査の問題ですけれども、何度も言っているように、昨年来何度もこの問題言っています。いつ起こるか分からないんです。起きることを防ぐこともできない。これは、先般の宮城沖地震でもそれは証明されているわけです。大船渡市では前の日にいわゆる防衛訓練といいますか、震災を想定した訓練を市民挙げてやったそうですけれども、その成果があって被害が最小限に食い止められたという報道もなされていますように、いつ起こるか分からないものに対する対応ですので、これは、市長、補助金がつこうがつくまいが、これは、急いでしなければいけないことがあるんです。

文部省の定めた基準というのは物すごく面倒くさくて、建築年次とか、構造とか、いろんなことをチェックしなければいけない。それに応じて補助額を決めるとか、いろんなことがあるようでして、しかも申請して来年、早くても来年というふうなことになるようでして、こういう足の遅いものについては、場合によっては、緊急性があれば、今年度は自費でやる。自主財源でやる。来年度以降その補助制度にのせていくとか、そういうことは当然柔軟に対応できるはずでして、山形市では既にことし予算化なっています。そういうものなんです。

そういう意味では、別に補助を受けてやるということについて私は否定するわけでもないし、そのことの大切さ、お金の大切さもわかります。ですけれども、少なくとも子供が朝から夕方まで暮らす学校ぐらいは、緊急性のあるものについては急いで調査をするということが、これは行政マンとしての心のこもった対応ではないんでしょうか。そういうことを言っているわけで、何も最初から最後まで全部自腹でやれなんていうことも言っていないし、そこはぜひ御理解いただきたいなと思います。

それから、大型事業の問題についても、何もやるな、あれもやるなこれもやるななんていうことは、私のこれまでの議会での質問を聞いていただければわかります。そんなことは言っていません。問題のあるものについてだけ指摘をしています。そういう誤解をなさらないようにしていただきたい。

特に今大きな問題になっているのは、川の中に川をつくるみたいな事業は、やはりどう考えても余りいいとは言えません。これは、私たちが市民に訴えて歩いた中で、さっきも言ったように一番反応の大きかった事業です。あるいは事業の幅を圧縮するとか、いろいろ考えられると思うんです。そういうことについて何の反応もないというのがどうもおかしいわけですね。（「残り時間あとわずかです」の声あり）

クア・パークにしてもそうなんです。そういう点で引き合いがあるということを私らは何年も聞かされています。ところが、引き合いがあるだけで、具体的に実を結んだ話は 1 件もありませんでした。そういう一つ一つの事例を踏まえて質問しているわけで、やはりもう少し真剣にこの問題を考えていく必要があるのではないかと。

ですから、議会と当局の問題だけではなくて、広く市民に、例えばクア・パークをどうしたらいいだろうというふうに問いかけることも執行者として、責任を担っていく執行者として一つの方法としてあるのではないかと思います。そういうもう少し幅広く、懐深くこういう問題に取り組んでいくような取り組みをしていただ

きたいという、いわゆるそういう立場からの提起でありまして、県が既に評価システムというのをやっているわけでしょう。ちょっと中身はよくわかりませんが、ホームページで見たらそういうことがありました。そういうものが県でも既にやっている。県と寒河江市は規模が違うというだけで、自治体ですから、中身はやっていることは同じなんです。そういう点で、いわば出身地ですから、そういうところからやっていることを学ぶということも当然必要だと私は思います。そういう意味で幾つかお伺いしますが、時間がないようですので、答弁は要りません。

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

散 会 午後 3 時 5 3 分

佐竹敬一議長 以上をもちまして、本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日は散会いたします。
大変御苦労さまでございました。